

第六回 参議院大蔵委員会會議録第八号

公聴会

昭和二十四年十一月二十二日(火曜日)
午前十時三十五分開会

本日の會議に付した事件

○所得税法の臨時特例等に関する法律案(内閣送付)

○物品税法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○織物消費税法等を廃止する法律案(内閣送付)

○委員長(櫻内辰郎君) これより大蔵委員会公聴会を開会いたします。開会に先立ちまして公述人の方々に大蔵委員会を代表してお礼を申し上げます。

○公述人(奥正助君) 私只今御紹介に与かりました奥正助でございますが、私の所で織維関係の一切の問題をいろいろ集めて各御当局にお願いしておるのでございますが、最近業界で最も大きな問題である消費税撤廃の件につきましては、シャープ博士の勧告案が出ると同時に、ぜひ三月を待たないでその前に撤廃、若しくはできれば一割までに引下げてもらいたい、ということをおつたのであります。その当時は、政府御当局でもできるだけ早く業界の希望に副いたければいいので、結局実施されるのは十二月からということになるだろうという話もありました。私共としては即刻実施して頂きたいことを希望しておつたのであります。ところが、そういう関係で十二月になるのもやむを得ないという諦めを持つておつたのであります。時たま／＼それが来年の一月一日から実施するといふふうに政府案が決まつたといふので、業界としては大変な混乱を来しまして、これが若し一月一日ということになれば、生産業者も中間業者もこの冬を越すことができない、どうかしますと、それがために破産者も出るのじゃないだろうかといふので、大騒ぎになつたのであります。そこで私の所で皆さんの意見を纏めまして、大蔵大臣と通産大臣に宛てまして、大蔵大臣と全廃という事になれば、全廃そのものは大変結構でありますけれども、元来シャープ博士勧告案が出た時から春物の荷物の引渡しを一切止めてしまつておつたのであります。せめて最後の十二月だけで、春物の荷渡しをしようといふので、皆それ／＼非常にむづかしい金繰りをいたしまして、十二

月の月を待つておつたのであります。それが若し一月一日ということになりますと、只今申しましたように、金繰りの点からしてこの年越しができないばかりでなく、業者の中には或いは休業、破産者も出るということになる実情を訴えて、是非十二月一日にして頂きたい、こういうお願いをしておつたのであります。これはすでに各方面にお願ひしておるので、よく事情はお分りだと思ひますが、十二月一日と一月一日というのは僅か一ヶ月の差しかございせんので、まあこの一ヶ月くらいは何とかなるだろうといふふうにお考えになるのは無理はないと思ひますけれども、業者の立場から見ますと、この一月がまじしく一年にも当るような状態でありまして、御承知の通り、春物の荷渡しは大体年末までに全部荷渡しをするのがこれまでの商習慣になつておるのであります。一月に入つて春物の用意をするといふのはすでに手遅れでありまして、一月一日ということになれば、その間に四割の税金を拂つて、そして春物の仕入れをするといふ人は一人もないのであります。そして、生産業者の手許に全部荷物が残つて来る。そうしますとさきさきにこの年末をどうして過そうかと心配しておつたのであります。当り前に行つてもな／＼年末の給料、職人の給料とか、或いは年越しのいわゆる越冬資金とかいふものを渡すことが非常に困難であるにも拘わらず、こういうような形で荷物が山積しなまつたならば、どうしてもその越冬資

金とか賞与とかいふものが拂えんばかりでなしに、給料も拂い兼ねるといふ状態になるのであります。仮りに一月一日から全廃されました、この春物の荷渡しができないということになれば、全廃したら荷物は渡るだろうといふふうにお考えになるのは、業者以外の方はお考えになるかも知れませんが、業者の立場になつて見ますと、この品物は結局この春は渡らない。そうすると来年の冬まで持ち越さなければならぬ。来年の冬まで持ち越してこればかり荷渡しできれば結構であります。御承知の通り最近の製品といふものは、日一日と改つて参りまして、先になる程いい物ができるのであります。来年の暮には相當いい品物ができまうので、それから更に柄物、色模様とかいふものは、来年の春、再来年の春においては非常にその趣向が変りますので、この持越しした品物が来年の冬果して処分できるかどうかということ懸念されるわけでありまして、結局この僅か一ヶ月間に売れなかつた品物を、来年に持越しして、或いは来年の最後になつても処分できないといふような状態になりますので、これは非常に大きな問題になりますから、業界として騒ぐのは当然のことだと思ひてあります。ところが政府の方では一月一日にすればそれまでに四割の税金が、収入がある予算を立てておられるかも知れませんが、私共から見れば一月一日から全廃ということになると恐らく一俵も出荷しない。従つて税金は、政府としては税収入は一文もない

と、こういうことになるのじゃないかと思つております。そこで私共は十二月一日から全廃して頂きたいのであります。若し税収の關係がございませうならば、この場合止むを得んから一割に引下げて頂きたい。十二月一日から一割に引下げるという、今までの渡らなかつた荷物はシャープ博士の勧告案のときからずっと引續いておりますので、恐らくその滞貨は三ヶ月乃至四ヶ月のものがあると思ひのであります。そうしますと政府の予算におきまして、十二月一杯四割の税金を取られると、数量はどの程度にあつたか知れませんが、私共から見ますと、これは三ヶ月乃至四ヶ月分の荷物が十二月で渡つてしまふ。そうしますとこれを一割に引下げて一ヶ月の数量から、一ヶ月の四割収入という点からみまうと、その三倍乃至四倍の収入があることになるのでありますから、先ず政府の予定せられた四割というものが、一月一日からやつたならば一文も入らないけれども、一割に引下げて十二月から実施ということになると、大よそ政府が予定されたものが完全に四割というものの形において収入されることになるので、この面から見まして、政府の税収入からみても非常に都合じやないかとこう考へておるわけでありまして、そういうような実情にありますので、議会の皆さんの御協力によりまして、政府案が一月一日となつておるようございしますので、これを是非十二月一日実施ということに何分の御配慮を頂きたいと思ひます。これ

はただ業者ばかりでなしに、消費者といたしましても適当な品物が、この春に必要な需要品が廉く入手できるということになりまして、消費者の立場においても大変喜ばれることだと思ひますので、是非一つ御配慮頂きたいと思ひ次第でございます。

○委員長(櫻内辰郎君) 委員の方から御質疑がありましたら御質疑をお願いいたします。

○小川友三君 今の奥さんの御説明はよく分りましたが、この十二月の荷物の動きというものは非常に多いように承知しましたのですが、十二月に織物業者から販売店に行く動きというものは、十二月はどのくらい昨年と動いたでしょうか。又今年の十二月はどのくらい動きましようか。大体見通しをお教え願ひたいと思ひます。

○公述人(奥正助君) この数字につきましては先般政府の方にお願いいたしましたときにもその質問がございましたのですが、何分以前絹織物……特に絹織物でございますが、これは以前は統制されておりましたけれども、今日では統制が解除されておりますために、その適確な数字を把握することができませんので、まだ私共も回答しておりませんが、今日この問題につきまして、業界の方でも死命を制する問題だというのが傍聴をしたいと思いますところまで今日見えておられますので、或いはその方の方で或る程度の数字が分つておられるかも知れませんが、私のところでは今はつきりした数字を擲んでおりませんので、お答えできないのでございますが……

○油井賢太郎君 これは今の小川さんの問題は、実は大体業者の方で調べた

のが私の手許にありますから、ちよつと申し上げますが、絹、人絹、絹織物、及びこれを使用した第二次製品の在庫総額が九十二億になつております。これは推定ですけれどもね。ですからこれを税額でどれだけ運うかということを上上げると、現在の消費税が四割で三割でありますから、これを全部先般奥さんがお話のように一割に引下げれば、その引下げた税に相当する額は十八億三千二百万円となります。一応それだけにして置きます。

○波多野君 先程の御説明でこの年内に、この年を越すのに非常に苦勞されておる、一月一日から実施になれば年を越すのに苦勞されるということはよく分りましたが、この年内に売らなければ今年の製品は来年の暮まで持たなければならぬ、この説明が正しいならば、その点はちよつと理解しかねるのですが……

○公述人(奥正助君) それは全部が全部というわけではございませんが、大体従来生産者から中間商人、中間商人から小売商人とこういうふうな経路で品物が渡されておるわけでありまして、店頭の小売商人が商品を陳列するためには、春物を陳列するためには遅くとも十月頃から生産者の荷物が渡るという形になるのが今までの常でありまして、それが結局十二月まで荷物が渡らぬということになりますと、その春の品物として店頭に出すの間に合わない。そうしますとこれは勢い来年の、いわゆる再来年の春物を渡す時期まで待たなければならぬ。それはつまり来年の九月乃至十月頃からはぼつぼつ荷物が渡るということになりますの

で、いわゆる時期的関係から一ヶ月遅れるということとは、この春には間に合わないというので、結局再来年の春の品を引渡すという関係で、先ずものによりましては、大部分がそうだと思ひますが、ものによりましては一年も持ち越さなければならぬということになると予想しておるわけでありまして、それから先程の、これは今御質問はございせんが、ただこれが来年の九月、十月になりますと、そのときの消費者の希望が、柄、或いは模様等によつて来年の春と、再来年の春との趣が変りますので、結局今持つておる品物が来年の暮になつて売れるかどうかという点も非常に懸念されるのであります。殊に羊毛製品のごときは、一日と品物が變つておりますので、段々後から出て行くものの方がよいものでありますから、現在でも終戦當時にできました品物よりは大部分品物がよくなつておるために、終戦當時できたのは非常に売りにくいということになつております。恐らく来年の暮頃になれば羊毛の輸入も相当ありますので、相当地よい品物ができる。そうしますと今年できた品物は消費者が振向かない。中間商人もその荷物の引取りを喜ばないということになりますと、一年はおろか、二年、三年も亦年を越さなければならぬ。或いは捨値でこれを処分しなければならぬということになることも予想されるのであります。そういう点について業者も非常に心配しておるわけでありまして……

○波多野君 それは来年になれば柄も変り、いろ／趣向も變つて来るといふことも分りますが、一ヶ月延びることによつて一年以上滞貨をそのまま

抱きかえなければならぬという理由がどうもはつきりしないのですが……

○公述人(奥正助君) それは春物に間に合わないということで、大体今までできておる品物がこの春に売れる、いわゆる春から夏になる前までの品物は、冬に仕込みをするという関係で、それが今の一月に入りますと、結局仕入れて店頭に出す頃には、もうぼつぼつ夏のものができて来るといふことになりまして、そう遅れた品物を仕入れる必要はなくなる。つまりはそういう品物が生産者の手許に残ることになります。

○波多野君 一ヶ月の違いがそういう大きな影響を及ぼすということがどうも納得できないのですが、十二月一日からやるのと、一月一日施行するのと、これは一番のポイントであります。が、この一ヶ月のずれが一年間の滞貨、抱きかええになるという理由はどうも納得できないのですが……

○公述人(奥正助君) これが、今政府でも十二月一日とそれから一月一日の僅か一ヶ月くらいでそう大きな影響がないであらうと、今あなたのおつしやいました通りの考えを政府でも持つておられると思ひます。それで私共も口を極めて今までの年内の取引関係からその実情をよく説明しましたところ、が、政府の方にもやつと納得を頂いたので、これはただ想像ではない、実際に商いを、取引をしておるものの一帯心配の種であります。これが一月に入りますと……

○波多野君 それではどうもよく分らないのです。

○油井賢太郎君 ちよつとお伺ひして置きたいのですが、今波多野君の質問

もありましたが、恐らく十二月一ぱいに売れる数量は、一年のうち一番多いのですから、それでこれがお正月に着る着物とか、春着というものを十二月のボーナス時期やなんかで買つて、恐らくそういうときに今のうち作つて着るということになるでしょう。一月になつてしまふと恐らくもう買わなくてもいいような気分も出る、結局そういう品物が一年間も滞貨されることになるといふことになるのですが、その滞貨される金額というものは莫大な額に上つて、金融の面においても相当苦勞が要すると思ひます。併し金融の面においてはは大企業家と、中小企業家の面では大分違ふと思ひます。そういう場合に繊維関係の方で、大企業の方の代表者でありなるところのあなたの方が中小企業の立場と、大分開通が違つて来やしないかと懸念されるのですが、そういう金融の問題について業界としては政府に相当善処方を要望されておりますか。

○公述人(奥正助君) 金融の面につきましては、これまで日本銀行なり、或いは市中銀行の代表者に対して、或いは業界の方からそれ／＼折衝しておられるのでありますが、私の方で正式に業界の意向として折衝したことはありません。例えば紡績関係であれば、紡績工業会の方がそれ／＼日本銀行その他に行き、又絹、人絹、羊毛はそれぞれのグループにおいて折衝されておりますが、今までのところでは先ず金融面は心配ないというふうな回答は一つもあつたようには聞いておりません。ですからこれは引続き折衝されることと思ひますが、今の十二月に実施されないために一月になると、そうす

抱きかえなければならぬという理由がどうもはつきりしないのですが……

○公述人(奥正助君) それは春物に間に合わないということで、大体今までできておる品物がこの春に売れる、いわゆる春から夏になる前までの品物は、冬に仕込みをするという関係で、それが今の一月に入りますと、結局仕入れて店頭に出す頃には、もうぼつぼつ夏のものができて来るといふことになりまして、そう遅れた品物を仕入れる必要はなくなる。つまりはそういう品物が生産者の手許に残ることになります。

○波多野君 一ヶ月の違いがそういう大きな影響を及ぼすということがどうも納得できないのですが、十二月一日からやるのと、一月一日施行するのと、これは一番のポイントであります。が、この一ヶ月のずれが一年間の滞貨、抱きかええになるという理由はどうも納得できないのですが……

○公述人(奥正助君) これが、今政府でも十二月一日とそれから一月一日の僅か一ヶ月くらいでそう大きな影響がないであらうと、今あなたのおつしやいました通りの考えを政府でも持つておられると思ひます。それで私共も口を極めて今までの年内の取引関係からその実情をよく説明しましたところ、が、政府の方にもやつと納得を頂いたので、これはただ想像ではない、実際に商いを、取引をしておるものの一帯心配の種であります。これが一月に入りますと……

○波多野君 それではどうもよく分らないのです。

○油井賢太郎君 ちよつとお伺ひして置きたいのですが、今波多野君の質問

と荷物の滞貨があるから、これに對して金融を是非お願いしたいというところは折衝は勿論するでしょうが、恐らく折衝しても今までの例から見ますと、大休する要る金融が半年以内に解決されたことはないのをごさいます、どうかしますと、もう金が要らん頃によつと政府筋からいろ／＼の斡旋で多少金融がよくなる、金融の便が図られるということがあります、頼んだその即座に先ず金融がうまく行くといつた例は今までの例でございまして、そういう意味におきまして我々は今度の十二月一日が一月一日になつたときに、先ず金融をして貰えば多少助かるという気はありますが、これは折衝して見ても恐らく年内には間に合はんとすることになるので、余り当にしておらんわけでありまして、その意味においては是非一つ十二月から、政府の金融に頼らなくて我々の力で以て行ける方法として、十二月一日からやつて頂きたいということを希望しておるわけでありまして。

○小川友三君 今油井先生からの質問と大休内容は同じようですが、奥さんの方では一〇%にして呉れという案が出ており、又その主張を本日の公聴会でやられておるといふそのお気持は、資料は油井先生のおつしやつた資料ですが、九十二億の大休ストツクがある。それに対する一割の税金にすれば約四億五千万拂はばいいのだというこゝたになります、その数字の点とは何かといたしまして、今の業者の皆様は、消費者大衆に織物を如何に安く供給するかという点に置かれておるのであります。そこで現在織物業者の全部とは申しませんが、二部製品を

盛んに出しておるのであります。この二部製品によつてうまくアンコールしまして、相当消費者に対するサービスと税金面に対して、税金を拂わないのですから、いわゆる創る作戦を立てておられることはこの織物会に行つてもそれは見受けられるのであります。郵便局を調査し、或いは閣屋さんを調査したいろいろ／＼な荷物を調査すればその実態はよく分つてくると思ひます。そこでいよいよこれを一月から廃止するといふ法案が、現在上程されておりますが、どうせ廃止するならば十二月から、して貰いたいといふ公述人の奥さんの御意見ですが、なる程樂しきは早い方がいいに決まつておりますが、やはり予算面もあることでありますので、この際折衷案として業者の方で、一割拂えば四億五億になりますので、十二月だけでこれは拂うから、

○公述人(奥正助君) 政府御当局には一月一日から大休廃止するということが決定したというのを聞かしまして、只今申しましたように大蔵大臣と通商産業大臣御両名に宛てて歎願書が出ておりますし、それから更に平田主税局長にもじき／＼お目にかかりまして、よくその事情を述べてお願いしておられます。ただ時期がすでに遅れたために政府としては、今これを案を変えて出すわけには行かないというお話がありまして、私共としては、それではもう国会の方をお願いする以外にない、実は国会の方でそれ／＼各方面にお願いしておるような次第であります。

○小川友三君 では今の問題ですがこの織物の二部製品というものを御存じですか、……

○公述人(奥正助君) 二部製品とは二次製品のことですか。

○小川友三君 税金を拂わないやつです、トンネルしたやつ、品物を作りまして税金を拂わないで横に流すやつです。

○公述人(奥正助君) いわゆる闇商品ですか。

○小川友三君 これを二部製品と言うのです。私は織物の本場ですから二部製品を生産した品物の半分以上は税金を拂わないで／＼流れておるので、一月から税金を拂わないので、それから、それで／＼流しておるのです。だから税務署では税金を取らうとしても織物業者が二部製品としてど

○公述人(奥正助君) 税務署は織物業者が二部製品としてど

○公述人(奥正助君) 税務署は織物業者が二部製品としてど

○公述人(奥正助君) 税務署は織物業者が二部製品としてど

○公述人(奥正助君) 税務署は織物業者が二部製品としてど

○公述人(奥正助君) 税務署は織物業者が二部製品としてど

○公述人(奥正助君) 税務署は織物業者が二部製品としてど

○公述人(奥正助君) 税務署は織物業者が二部製品としてど

らして、間接税の軽減というものをもう少し後廻りしたらいじやないかというのを考えておるのであります。今日のような窮迫状況にあつて物価の動搖が必ずしもバランスのとれていない、いわゆるデス・インフレと申しましうか、プレスツド・インフレと申しましうか、というふうな時期におきましては、必らずしもこういうふうな間接税を軽減いたしまして物価がそれだけ直接に下がるとは考えられないのであります。むしろ今回提案されたような所得税の幅をもつと大幅に下げまして、勿論実利的の所得増加を図つて購買力の増大を図ることが、今日のようなデフレの傾向にある時に、最も有効な処置でないかと思ふのであります。そういう意味におきまして今回の間接税をこんなに大幅に引下げるよりも、その財源をむしろ直接税の方面、特に所得税の軽減にもつと力を注いだ方が宜い。もつと政府はこの点について力をいたすべきものでないかと思ふのであります。今回の政府の提案の内容を見ますと、約二百億圓ぐらゐの減少を見込んでおるのでありますが、そのうち直接税としてこの所得税の軽減は五十六億に過ぎないのであります。全体の二八%にしか當つておりません。あとの七二%というものは間接税によつての軽減であるのであります。

特に織物消費税、今お話がありました。したが、これらにつきましては誠に結構なことでありませうけれども、これらの日本の国民生活の全体というものは、未だまだ衣食住と申しますか、食の問題に大部分の費用が生計費の大部分がかけられておるときであります。

て、シャープ勧告は知らず識らずのうちにアメリカ的な感覚に陥つておるのではないかとと思われる点があるのであります。織物消費税については、それを生活必需品と見られることは誠に結構でありますけれども、現在の織物消費税を全部全廃する。絹や毛織物までも一律にこれを生活必需品として消費税を全廃することは、今少し政府としてこれを考えられ、これらの財源を所得税の軽減に充てて有効需要の喚起、購買力の増大に向けるべきではないかと思ふのであります。

又物品税の大幅引下げに對しましても同じような考えがするのであります。今回これだけの物品税が引下げられたといつて、直ちにそれが物価の減少を來たすかどうかということについては、まだこれも考慮の余地があるのであります。無論これらの内容を見ますと、生活必需品に近いものがありまして、これらの物品税が減少されただけ、恐らく實質的物価の騰貴を來たすのではないかと考へるものがあるのであります。向この物品税の問題につきまして、納期を一ヶ月延長された処置は誠に結構なことだと思ふのであります。更にこゝまで考へる政府の意向が、ありますならば、もう一ヶ月、二ヶ月ぐらゐ延長されて頂きたいと思ふのであります。現在の取引の実情を見ますと、少くとも取引というものは出荷後六十日拂ひというものが普通のことであります。むしろ現在の金詰りにおきましては九十日とか百二十日とか、もつと甚しい延納未拂金が皆各企業において殖えておるのであります。これが全く未拂金がだん／＼と殖えて來るのが今日の実情であります。片や

出荷税でありますために税金の立替拂ひをしなければならぬ。そのために我々業者は、各企業は非常に困難を來たしておるのであります。これを拂はないときは誠に高率な延滞日歩を取られておるといふやうな実情であることを考慮いたしまして、もう一段とこの納期の一ヶ月延長を、もう一ヶ月二ヶ月ぐらゐ延長して頂けないものかと思ふのであります。

次に取引高税であります。これは誠に長い間の懸案でありまして、今回全廃されることについては我々も賛成でありますけれども、これに代わるべきものとして、近く地方税として賦課される。附加価値税のごときものについて、これは財界の意見、或いは要望を大いに今後聞いて頂きたいと思ふのであります。取引高税を廃止したといつて附加価値税を取ればいいぢやないかといふやうな考へ方は誠にこれは困るのであります。而も附加価値税は御承知の通り世界で初めての新税であります。その実情の調査についてはまだ不十分でありますので、我々としては一ヶ月、少くとも一ヶ月ぐらゐ延期して、その間に根本的な再検討を要望したいのであります。その間に若し地方の財源が足りませんならば、従来の事業税によつてそれを負担することができないならば、この取引高税に代わるべき、或いは取引高税の一部を地方に移管して、その財源を補填すればいいではないか。その期間一ヶ年位を延期してもいいではないかといふことを考へております。

ておると思ふのであります。例えば年三十萬圓以上と申しますと月収二萬五千圓以上であります。この所得に最高の税率五五%を課しております。今回の改正案もシャープ勧告そのままでありまして、それに対して政府は何らの努力を拂われておらないことについて、我々は誠に遺憾と思ふのであります。で、この二萬五千圓の月収では中流階級の生活さへな／＼困難であります。この点については外国人においても日本人と同一の課税を課せられることについての不満が海外新聞にも出ておることは皆さんの御承知のことでありまして、外国人ばかりでなく、日本人においても二萬五千圓が最高収入で、それで生活が十分できるといふその認識不十分な点について今一度考へらるべきであると思ふのであります。少くとも我々の意見として、最高百萬圓ぐらゐを考へべきではないかと思ふのであります。でそのための財源としては間接税を今一度に、こんなにその財源として困るならば、間接税に急激な減少を図らないで、漸次間接税を引下げて行つて、直接税の所得税をもう少し大幅に引下げて、購買力を起し、そうしてこの一般のデフレ傾向にある現状を切抜くべきでないかと思ふのであります。

最後に帳簿の整備の問題が謳われております。これは又誠に結構なことでありまして、シャープ勧告に従ひまして今回この処置を採られるのであります。したが、これにつきましては帳簿の記入ということは結構なことであるが、なか／＼これは実施の困難なことであります。その制度については税務当局

局においても十分になされることを希望するのであります。特に八百屋や魚屋でも記帳できるやうな、あまり理論的に走らないやうな帳簿を備え付けること、そうしてそれが実施が円滑に行くことを希望するのであります。特に又この帳簿の様式につきまして、あまり一方的な、法律的な規定でなくして、相当弾力性のあるやうな規定にして頂きたいと思ふのであります。現在でさえも税務官吏の非常な知識の不十分のために帳簿の見方を十分知らない。そういうために紛糾を起しておる場合が多々あるのであります。その様式はたとえカード式であつても帳簿式であつても、或いは伝票式であつても複式簿記であつても單式簿記であつても、如何なる形式においても一定の記入すべき事項が記入してあるならばそれによつて青色申告の適用を受け得るものとして頂きたいのであります。

最後に一言今回の税制改正に對しては触れておりませんが、この席を以てお願いしたいことは、源泉課税に對する滞納の処置であります。そもそも源泉課税と申しますと、これは政府に代わりまして各企業がその徴收事務の一端を代行しておるものが現状であります。大企業のごときは、自己の負担におきまして幾人かの事務員をこのために費しておるのであります。ところが政府におきまして永年源泉課税の徴收をやつておりますので、これは当然のごとく考えられております。上に、最近のごとく金詰りや政府支拂の遅延などが原因いたしまして、源泉課税の滞納の傾向になつておることは御承知の通りであります。特に先程私が申しましたやうな物品税の

ごときは、その売掛金の回収が非常に十分でないために、納税がますます困難になつておるのであります。にも拘らず政府はその滞納に対しては、延滞日歩に二十銭というような高率なものを課し、而も尚それでは済まなくて、更に加算税として税額の二割五分を追徴してゐる。而もこの追徴に対して最近においては強行するよう傾向さえ見受けられておるのであります。こういうような不合理な加算税、或いは延滞日歩に対しては、もう少しこれの適用を緩和するとか、或いは又少くともこの加算税の撤廃というようなことをして、円滑にこの税の運営ができ、今日のような各業種とも非常に困難を来たしておるときにおいて、今少し企業の実情というものを認識して頂きたいと思ふのであります。

大改正に関する全般につきまして本日いささか意見を述べさせて頂きました。

○委員長(櫻内辰郎君) 御質疑がありましたら、御質疑をお願いいたします。

○小川友三君 今の西野さんの御意見は、織物消費税を廃止しないで、直接税を上げて行つた方が購買力は殖えるのだという見方でございますが、これは織物関係にあつたお知りにならないところの、織物屋に機械を売つておる方の機械屋さんの方を代表して、お分りにならないと思ひますからさういう御説だと思ひます。織物業者は競争中に軽工業であるというので皆ばつさり持つて行かれて、そのあと何十億円という借金をして機械を買込んで、その借金も拂えないで苦しみながら、とにもかくにも風邪を引かないよ

うに、衣食住の食より重い著物を生産しておつたから、この点についてあなただの陳述は非常に違ふと思ひます。が、まあ商売が違ひますから、それ以上突込みませんが、とにかく機械製作業と織物業は違ふのでありますから、この点について一つの訂正を私はお願いすると同時に、このいゝゆる出荷税の問題につきまして少しお伺ひしたいのですが、一月を二月又は三月月ぐらゐにした方がよいという問題で、日歩二十銭は高い。そうすれば一ヶ月にして日歩を幾らにすればあなたの方は算盤がとれますか。まるきり拂わないうけではないでしようが、二十銭は高いといふことは本員も承知しておりますが、五銭ぐらゐにしたらよいのか、八銭ぐらゐにしたらよいのか計算を出して貰ひたい。非常に参考になるのですが……

○公述人(西野嘉一郎君) 織物消費税の全廃について御意見があつたのであります。私は織物消費税に対する全廃に対しては必ずしも不賛成ではないのでありますけれども、その中に含まれておる絹製品とか、毛織物などについて全廃することは早いのではないかと奢侈的な傾向にあるものは……それだけの財源はもつとまけて所得税の軽減の方に向けて、その財源を以て購買力の増加を幾らかでも図る方が現在の日本の実情に合ふのではないかと。さういふ御意見であります。これは廃止してはいかんとする意味ではなくて、これは漸次廃止すべきものであると思ひます。思ひますが、現在のよう日本経済事情において織物税を全廃するといふことは、少しまだ時期尚早ではないか。それであるから絹織物、スフ製

品というものは廃止しても、絹織物、毛織物の高級的なものに対してはこれはもう少し考へて、その財源を所得税の軽減に宛ててほしい。さうして、我々の考へ方から言へば、それによつて国民生活の有効需要の喚起に幾らかでも寄与してほしいといふことであります。それから延滞日歩の問題であります。五銭がよいのか、二十銭がよいのかといふことは、安いほどよいのであります。細かい計算はしておりませんが、これは一種の罰則的な意味で税が課せられておるのでありますから、我々も必ずしもこの延滞日歩なり追徴加算税に対しては、非常に悪辣な業者に對してとるべき処置であると思ひます。であります。現在のような実情において売上金がどん／＼溜つて金が入らない。一方物品税を拂わなければならぬ。拂わなければ、二十銭の日歩を取られる。それを拂わなければ加算税を取る。税額の二割五分も取るというやうな苛酷な方法はこの際一つ再検討をしてほしい。さうでなければ如何に企業の合理化を図つて、一生懸命にいろいろな点において経費の節約を図つておるにも拘わらず、一方においてさういふやうな日本の経済事情がこれを許しませんために起つて来る原因を、政府といたしましては税の収入が悪いといふと、公共企業体においてはなかなか支拂ひが悪いのです。いろ／＼なことを調べて見れば、政府支拂の遅延がないではないかと言われるかも知れませんが、実態はなか／＼悪いのです。現実には悪いのですが、いろ／＼の手續上の問題がありまして、具体的に出来ない。さういふ問題のために税が支拂われない。支拂われないのに片一方

で二十銭の日歩を取り、更に加算税を取るといふことは、而もそれが最近の何によりますと、もつと強硬にすべきだといふやうな地方事務署などの意向もあると聞いておりますが、併しさういふやうなことは一つ税の納入を円滑にするために、もう少し考へて悪辣なる悪徳なる業者に対してはどこまでもとるべきであるけれども、併し今のやうな実情をよく勘案して、さういふやうな無理な罰則を適用することは今後考へてほしいといふのが我々業者として、これが全部業界の意見だと思ひます。特に中小商工業などはその考へ方が強いのだと思ひます。

○小川友三君 今の絹織物というのは実用品で木綿と同じです。それから出荷税に対する日歩問題で資料を出して貰ひたい。今政府支拂の遅延を四十日以内で拂うやうな法律を作つて衆議院を通つておる。参議院の方は分らないが、とにかくさういふ法律を作つてどん／＼拂つて行く規定を作つておきます。機械製作業者といふものは日本に沢山あると思ひますが、どのくらいの延滞日歩を拂つておるか、さういふ資料を後でできましたら送つて貰ひたい。

○公述人(西野嘉一郎君) 調べて見ましよう。

○委員長(櫻内辰郎君) 他に御質疑ありませんか。

○川上嘉君 源泉課税に対する滞納措置に対する御要望は源泉課税だけでなく、税金全般に亘つていえると思ひますが。

○公述人(西野嘉一郎君) さういふことでありましよう。特に源泉課税について、さういふ問題について可なり政府当局に強い意向を持つておると思ひます。何故かといふとつまり人の物を立替えて拂わなければならぬといふのはけしからぬといふやうな考へ方があると思ひます。源泉課税については特に強いのであります。一方考へて見れば政府に代つて業者が立替えてやつておるのだといふことも考へ方によつてはいえるのではないかと、それからもう少しその辺の中膳の措置を取つて頂いたらいいやないかといふことを考へるわけでありましよう。

○川上嘉君 人の物を取つてという言葉から出ますが、政府の場合にもさういふことがあるわけですね。業者の物を余分のものを取つて返さなければならぬ金があるのに、返すのに相当長引く場合がある。これに対する御見解を伺ひたい。

○公述人(西野嘉一郎君) さういふのは当然一定の期間を決めて早く返して、若し一定の期間以上になつたら、これは利息を付けるべきだと思ひます。政府支拂の遅延に対して金利問題がとき／＼出ております。これに対してはなか／＼実行が、理論的にはさうやれなと思ひますが、現実には実行がなかなかできないのであります。政府の問題は手続その他の問題がなか／＼整うといふことについては一方向的になるのであります。さういふ問題は業者としてなか／＼困難な問題があると思ひます。例えば物を納入しましてもやはり書類が違つておるとかといふやうな問題で完全に納入手続ができておらんといつて、さうするとその日から延滞だといふことをいう、この延滞期日の区切りがなか／＼取りにくいと思ひます。

○委員長(櫻内辰郎君) 次に全国財務労働組合執行委員の徳島米三郎君。

○公述人(徳島米三郎君) 只今御紹介に与かりました徳島でございます。先ず最初に所得税法の臨時特例に関する法律案について御意見を申し上げます。法律案でございますけれども、その根柢に流れておるのは、今度のシャープ勧告の全面的実施の一つの前触れであります。従いましてこの法案が通過すると、従いまして取りも直さずシャープ勧告がそのまま、全面的に実施されるというところを予想されるものであります。今回の案はいわゆる勤労所得税に関する取扱が主となつたのでございまして、これは現在の源泉徴収の事情からいって、一月から実施するといふことになつておるだけの話であります。この点につきましてはいろいろ誤解が多いのではないかと思いますので、その点について一言申し上げたいと思ひます。国会におきまして池田大蔵大臣はこの補正予算に対する質疑に對して、今度の補正予算では労働者の方に特に思い切つた減税を実施してやつておるといふような答弁が新聞にも出ております。成る程今度の減税二百億の内容を調べてみますと、所得税では源泉所得のものだけでございまして、併しなからこれは何れも源泉所得のものだけが特に恩恵に与かつておるのではなくして、実はシャープ案ではその外の所得税全般に勤労所得税以上の恩恵を与えておると申しますのは、外の所得税、源泉課税以外の所得税におきましては、一月以降の所得については、

第一回の納期は六月末であります。従つて一月、二月、三月の所得については、いずれも六月にならないうと税金を支拂わない。ところが勤労所得者の場合については、これは源泉徴収の關係で、一月締めば直ぐに翌月一月の給料の中から税金を取られてしまふ。先に取られてしまつておる。こういうふうな点が違つただけであります。従つてこの關係について特に考えを願わないうと、特に今度の補正予算については、勤労者にだけ恩恵を与えておるような池田大蔵大臣の答弁が、そのまま誤解されて承認されてしまふわけでありまして、こういう答弁をなさるのには、結局我々の今關係しております官庁労働者に對して賃金を釘付けするための、一つのいい宣伝材料に使つておるとしか我々は思はないのであります。而も池田大蔵大臣が、この案が決まる前に、盛んに宣伝しておりましたシャープ勧告案以上の減税、つまり労働者にとつては今まで二五%認められておつた勤労控除といふものが、今度のシャープ案では一〇%に減つてしまふわけでありまして、これを池田大蔵大臣は一五%までに止める、シャープ案以上の減税にするといふふうな盛んに宣伝しておりましたけれども、この宣伝が今度の臨時特例によつて、無慘にも挫かれてしまつたといふことがはつきりしたのであります。こういう都合の悪い点については、大蔵大臣はちつともおつしやつておらない。そうして又この減税が非常な恩恵であつて、そうして来年一月から実施されるころの運賃の値上げ、或いは米価の値上げ、そういうふうな物価騰貴を相殺して、尙減税の方が大きいといふような答弁を

なさつております。又青木安本長官も、先般安本の方から発表になつた非常に細かいデータによるところの減税と物価騰貴の關係、つまり今度のシャープ案によると、減税よりもむしろこのシャープ案全体を通じて出て来るころの物価騰貴、これは資産再評価による物価騰貴を除外して、たゞ価格調整費の削減だけを考慮したところの物価騰貴、それと比較して実は減税よりも物価騰貴の面の方が労働者には強く響く。つまり労働者の実賃金は低下する。こういうふうな意見を安本の事務当局は発表しましたが、昨日の国会では、安本長官はそういう意見を覆へして、いや減税の方が多いのだといふ答弁をされたように新聞は報道されております。併しこの点につきましては、その安本長官の言明の基礎になつておるデータ、或いは大蔵大臣がしばしば言つておる計算基礎がはつきりしませんので申し上げなければならぬ、併し大蔵大臣が国会で答弁しておるのいろいろ計算の中には、只單に勤労所得が減少するといふ一点と、その半面今度の補正予算による価格調整費の削減に伴つた物価騰貴、この二つを比較して、そうして今度は勤労所得税の減少の方が非常に大きいのだ、こういうふうな意見を出しておられます。併しこの意見は、シャープ博士がしばしば繰返して強調された税制の問題は、全般を通じて検討しなければならぬといふ問題を忘れた議論でありまして、このシャープ案といふものは、国税の方で減税する代りに地方税の方で大幅に増徴するといふ、この地方税の増徴といふことを一顧もしない議論であります。成る程地方税の改正

は四月以降に実施されます。併しなからその計算基礎については、或いは一月に遡つてこの計算基礎が置かれるかも知れない。そういうことを考えるならば、どうしてもこの減税といふ問題は、税制全般、或いは物価との関連全般を考へてやらなければならぬ議論であります。昨日の予算の公聴会において、一橋教授の井藤半彌先生は、勤労所得税は却つて増税であるといふふうな意見を公述されたように新聞で拜見いたしました。併しなからこれは何れも今度の税制改正によつて増税になるといふものではございません。すでにわれわれ勤労者、或いは所得者全般でも同じですが、昨年の七月からの税制改正以後毎月々々我々は増税を受けて来た、現実的な増税を受けて来た、現実の方に適切な表現であります。つまり勤労所得税は昨年の七月から改正になつたとき、成る程そのときには前月に比べて可なり減税になつたようでありまして、併しその後物価は毎月々々騰貴しております。にも拘らず基礎控除その他の控除は依然として据置かれておる。従つて実質的には毎月増税になつておる勘定であります。この点について最も分り易い例を引きますと、ドイツにおいては、あのインフレの最高潮期におきましては、この天引税金の控除額の計算は物価指数に應じて自動的に調節できるようになつておつた。この例一つを取つて見ましても、こういう物価に應じて控除額を引上げるということは、これは極めて当然の措置でありまして、これは本當の減税でも何でもないといふようなことがいえるわけでありまして。

又一面数字的な減税がどうかといふよりも、一休今勤労所得税といふものは、どういふふうな状態の中から納められているかといふことを十分御検討を願ひたいと思ひます。前の公述人から勤労所得税の滞納等についてのお話ございましたけれども、現在中小企業におきましては、もう小さな会社では殆んど全般的な現況でございまして、二月、三月前の給料を今やつと二千円とか三千円とか分割して支拂つておるといふふうな会社が沢山ございまして、従つてこういうところではなんとかして賃金の選配をなしたいといふふうな状態、そういう状態の中から今税金が拂われておる。又銀行とコネクションがあつて、賃金の支拂に金を貸して呉れるような会社では、どういふことをやつておるかといふと、銀行は税金を引いた残り、つまり労働者に拂う手取りの賃金だけを貸して呉れる。従つて会社の方では勤労所得税を拂へば現金がない、こういうふうな状態で止むを得ず滞納する、こういう状態になつておるようであります。こういうふうな中から現在勤労所得税といふものが支拂われておる。そうするならば、今の問題は、果してこういう状態の中で本當に勤労所得税の、今のような軽減といつても殆んど名前だけの軽減、十円でも軽減なら千円でも軽減、或いは一万円でも軽減、軽減といふことに変わりはありませんけれども、今度の軽減は極めて僅かな軽減であります。こういうふうな軽減で果して安当なのかどうか、前の公述人も非常に所得税の基礎控除額が低いといふことを申されましたけれども、我々も亦、これはお話にならないくら

い低いと申上げる外仕方がないのであります。それから、次にこの所得税法の臨時特例の中には帳簿の問題、いわゆる青色申告書の問題が出ております。この問題はシャープ勧告の中でも特に強調されました問題でありまして、シャープ勧告では、今、日本のこの税務行政というものが、極めて非科学的な、不合理なやり方をやっております。従つて税法通り税金をとるといふ極めてまともなことが、今実行できていない。これを税法通り税金を取るように改めるには、どうすればいいかといふので、非常に苦勞されたようでありまして、その結論としては先ず帳簿をつけさせる、そして帳簿をつけたものには、非常な恩恵を与える。こういうふうな案が青色申告書といふことになつたわけでありまして、果してこれが皆行くかどうか、この点について私、この前シャープ博士にお会いしたときに、特に申上げたのであります。この帳簿をつけさせるという運動は、一番大事なもの何かと言へば、現在のこの苛酷な税金をもつと緩めて納税者が納められる限度の税金にしなければ駄目だ、いくら宣伝し、いくら利益を説いてみたところで、納税者が本当に、納められる程度の税金にならなければ、こういうものは到底実行出来ないので、いくら強制したつて駄目だといふことを申上げたのであります。現在のような、極めて低い基礎控除の下において、非常に苛酷な税金を課けられておる、納税者は多少の恩恵を与えられたところで、決してこの税法通りの税金といふものは、なか／＼納められるものではありません。従つて、こういうものは、果してシャープ

博士の思われるように、うまく運営されるかといふと、我々の考からいふと、これは非常な疑問があると申上げるより外に仕方がないのであります。これに似た制度が、現在でも行われております。と申しますのは、現在税務代理士が関与しております申告書には、色分けには、税務代理士が全責任を負う申告書と、それから税務代理士が、ただ納税者が提出した資料に基いて、ただ整理しただけの申告書と二種類の申告書することになつております。これは戦時中からこういう制度が出来ましたけれども、それはうまくいっておりました。何故うまくいっておらないかといふと、やはり根本的な原因は、今申しましたように、まともに税法通り税金を拂うということが、なか／＼困難な事情にあるから、どうしても納税者が本當の申告をしようにとしない。これが根本的な原因となつて、なか／＼この制度もうまくいっておられません。それと、いふ／＼それに対する措置は違ひます。今度の青色申告書には、いろいろな恩恵を与えたと同時に、それに違ひ犯した場合の罰則強化といふこともございまして、併しながら、根本は同じであります。根本的な原因を直さないと、この運営はうまくいかないと思ひます。

それから、その次の問題、間接税の問題でございます。今度提出されました法案では、物品税関係、それから織物消費税関係だけでございますが、まもなく取引高税の撤廃に関する法案も出るのではないかと思ひますので、この三つを中心にして申上げたいと思ひます。そして特に、我々勤労者の立場からこれが家計に、どう影響を与

えるかという点について申上げたいと思ひます。この間接税の撤廃乃至軽減といふことが、勤労者の家計に非常な恩恵を与えるような印象を与えております。併しながら、現在の労働者の實際の家計簿を見てみたときに、果してこの家計支出の中で、この間接税が撤廃したために、どれだけ物が安く買えるか、或いは我々の家計がそれによつてどれだけ潤うかといふことは、極めて僅少な金額でございまして、我々の手許に信用する家計簿がございせんので、取敢えず、産別で出してあります理論生計費の中に、かなり詳しくいろいろな家計支出の内容について、物品ごとに金額が出ておりますので、一応それをもとにして、取引高税撤廃といふことは、我々の家計にどれだけの影響を与えるかといふことを、二月程前に計算した資料がございまして、それによりますと、この資料は一九四九年七月分の青年男子独身者の場合でございまして、これによりますと、総生計が九千六百四十七円六十七銭、これに対して取引高税は、八十七円六十四銭かかるので、こういう計算が出ております。これは勿論仮定の計算でありまして、實際に一致しない点もあるかと思ひますけれども、ともかくそういう計算によりますと、総生計費に及ぼす影響は、僅かに〇・九％にしか過ぎない。極めて僅かな影響しか与えないといふことが出て参つたのであります。而も更に考えますと、現在の取引高税は、どういふ実情にあるかといふと、小さな小売商人は殆んど、この税金は小売商人の負担になつてしまつておる、理論的には消費者に転嫁する税金であるけれども、實際は購買力の低下、その他によ

つて、殆んどこれはその商人の負担になつてしまつておる、こういうことが言えるのであります。物品税の中でも、理論的には消費者に転嫁するものが、實際的には営業者の負担になつておるものも沢山あります。或いは關物品であつて、全然脱税しておるものもある。そういう事情を考えると、この間接税の撤廃といふものは、本當に物価の方には微少な影響しか与えないといふことが、容易に予想されるわけでありまして、そして一面考えますと、この物品税の削減乃至撤廃、或いは織物消費税の撤廃といふことの中には、先程の公述人が申されたように、やはりいろいろな注意すべき点があります。それは先程言われたように絹とか或いは毛織物の中には、我々から見れば贅品と思はれるものが沢山ある。又こういうものは、我々の立場から申しますと、我々なか／＼そういうものは買えない、例へば洋服に於いて、これは成程一着買ふと高い値段であります。税金も非常にかかつております。併しながら、果してこの一着の洋服が何年間使用するかといふことを考えて、それを月割りにして見たならば、極めて僅かな金額であります。又差当りの問題としても、現在我々が買つておるこの洋服にしたつて、或いは靴にしたつて、これを買ふといふのはなか／＼大変な問題でありまして、借金して買ふと、そういう意味から言つて、撤廃はありがたいようでありまして、撤廃は一面そういう場合には、やはり我々の持つておるものを売らなければならぬ、売るときは織物消費税が撤廃になると、当然我々の売るだけの生活の、物品の売値に影響して来る。そういう

ことも当然考えなければならぬ。そして我々にとつては、こういう織物消費税の撤廃は、いい面も、悪い面も、両方出て来る。こういうことになつて極めて大ざつばな意見を終るわけでありまして、この機会にいろいろ今国会で論議されております補正予算に対する税金の論議を見ますと、非常に沢山の誤解があります。その誤解の特に大きなものを申上げますと、自然増といふものが今度の予算に計上されております。自然増二百三十三億の中で、實際に増収になるものが五百三十億、反対に予算よりも減収になるものが百十七億、こういうふうな数字が発表されております。でこれが非常に論議になつておる、これは水増しであるとか、或いは取れないものを無理に取るかといふことが言われております。併しながらこの問題は個々のものについて見ると、実はすでにこの自然増といふことは、当初予算を組んだときから分つておつた数字でありまして、その証拠を申し上げますと、この自然増五百三十億の中で、一番大きなものは法人税の二百二十七億でありまして、当初予算とその自然増の二百二十七億を加えますと、丁度五百億六千万円になります。ところが法人税が大体五百億以上取れるといふことは、実は当初予算を組んだときにすでに分つておつた問題であります。我々全財の機關紙の中でも、当初予算が組まれたときに、すでに法人税はどんなに税務所がばやつとしておつても、五百億ぐらゐり取れるだろうという批評を載せておりました。実は大蔵省の役人の方が、非常に沢山寄稿されておる、半官的な

雑誌である財政経済公報という、この新聞、或いは雑誌の、この新聞とも言われるし、雑誌とも言われる書物の中に、これは五月九日発行のものであります。これは法人税は二百七十二億に決められておられるけれども、これは各税の中で最も過少に見積られており、予算額の倍額五百億は十分徴収し得るよう努力したいということが発表されております。つまりこのときにすでに五百億以上取れるということは当然予想されておつた問題であります。従つてこれは水増しでもなんでもなしに、当然取れるものを最初ならぬ理由によつて計上しなかつただけの話であります。そのならぬ理由は何かというところをいろいろ調べて見て、これは私の推測でありますけれども、これは資産再評価ということと当初予算のときに考へておつた、まだ決まりもしない資産再評価の問題をすでに、当初予算の中に織り込んでおつた、これは国民所得の計算でもはつきり分ります。国民所得の計算では当初予算に組まれたときの国民所得の中で、法人所得は当初予算では七百五十億円の法人所得を見込んでおりました、ところが最近十一月十五日付の税の道標という、これは国税庁監集の税金新聞であります。これに記載されておるところによりますと、同じ年度の同じ時期の法人所得の、国民所得の中における法人所得は千九百九十億に変わつております。国民所得全体では当初予算のときの二兆九千二百八十六億は、今度は二兆九千四百四十四億に減少して、その中で法人所得は反対に増加しております。七百五十億から千九百九十億で、四百四十億増加しております、この原因は一

つには所得の増加ということも考えられますけれども、一番大きな理由は資産再評価という問題であります。資産再評価について、法人所得の増減が起るといふことになるわけでありまして、従つてこういう自然増といふことも今やかなり議論する問題ではなくて、議論の中心になるのは何故当初予算のときに資産再評価が決められないのに、それを予算に組んでおつたかというところが議論の中心になるべきだと思ひます。その外に勤労所得税の問題も或いは酒税にしても、それは大体当初予算施行後暫くして大体もう予想された問題であります。従つてこういう点につきましても、もつと税務の実情ということと御研究になつて、そうしてもつとポイントを押さへたい。な調査をして、そうしてこの肝腎な点について十分御検討あらんことを特にお願いする次第であります。

○委員長(櫻内辰郎君) 御質疑がありましたならばこの際御質疑を願ひます。

○小川友三君 この勤労者の収入面で物価の値上りというものが、どん／＼上つて行つておりますが、あなたは資料を持つていらつしやるようでありまして、どのくらいのパースセントで苦しんでおられますか。運賃値上り、その他と関連して資料がございましたら今ちよつと御発表願ひたいと思ひます。

○公述人(徳島米三郎君) その資料につきまして私が今申し上げましたのは、この前安本が新聞にも発表し、又詳細な数字につきましては十月三十日付の財政経済弘報に各階級別にシャウプ案による所得税の減税、それから反対に今度は主食或いはガス代とか、ゴム製

品或いは鮮魚の値上げ、そういうものをいろいろ／＼挙げましてその増加歩合、こういうものを出して一つの表を作つておられます。その表によりますと物価高の方が大きいといふことの結論が出ております。それ以上の詳細についてはまだ詳しい計算をしておりません。

○本内四郎君 今公述人の方の言われた法人税の見積りについて、当初予算においてすでに資産の再評価を見込んでおつたという御意見がちよつと分りませんが……

○公述人(徳島米三郎君) これは私の推測でありまして、と申しますのは、何故当初予算のときにすでに五百億以上取れるといふことがはつきりしているにも拘わらず、二百七十二億という予算を組んだか。これが私にはどうして分らないわけでありまして。国民所得の方を見ましても当初予算のときには七百五十億しか見込んでいなかったやがどうして最近になつて千九百九十億に改訂したか。四百四十億の差といふものがどうしても分らない。いろいろな生産高その他から見ましても法人所得がこんなに急に殖える筈がない。生産にしても、現在石炭の生産も非常に停滞している、こういう状態からいつては何故こういうふうな急激な法人所得の増加があるか。これは結局資産再評価という要素を考えなければ到底考えられないことだと私は考えたわけでありまして。

○本内四郎君 何かそれは政府が追加予算の財源を隠して置いたといふことを考へられたわけですか。資産再評価としてそれは説明されるというちよつと私は分りませんが……

○公述人(徳島米三郎君) その点追加予算の財源を隠して置いたといふことになれば或いはそういうことが言えるかも知れないのです。併しながらそうすればこの国民所得の計算といふものが最初からまあインチキであつたといふことになつて、これは非常にいろいろと関連するところが多くて、そういうところまで大蔵省はやらないのじやないか、こういうふうな善意に考へておるわけなんです。

○本内四郎君 今言われるその何十億という所得は殖えるようにしたのは、資産再評価の結果二百五十億なら二百五十億といふものが取れるというような御意見でしたか。

○公述人(徳島米三郎君) いや、資産再評価をやらなければ当初予算のときからすでに五百億以上法人税が取れるといふことはもう決まり切つておつたといふわけなんです。これは去年の二十三年度の下半期の税収から見てもこれは明らかに立証できるんです。

○本内四郎君 そうすると、政府は分り切つておつたのを隠して置いた、その動機が一体どこにあるかといふことになるわけですか。

○公述人(徳島米三郎君) そうです。

○本内四郎君 今の資産再評価の問題ですね。これは前に資金計画においても政府はそういうようなことがあつたのですけれども、資産再評価による再評価益といふものは、少くともシャウプ案では一兆億円と見ている。それを本当に厳格にやると一兆億円以上になるといわれている。その評価益といふものを国民所得に見込むならば、四百四十億どころじやないと思ひます。

○公述人(徳島米三郎君) その点について税の道標の中には明年度の国民所得の計算が出ています。これによりますと明年度は二十四年度の千九百九十億円から反対に八百五十億に、三百四十億も減少しております。その減少の理由としては、資産再評価による減価償却による減価償却率の総額、これを五百七十億円と見ている、こういうわけなんです。そうすると実際の所得、減価償却を入れない所得といふものは二百三十億円殖えるけれども、資産再評価によつて償却が五百七十億増加するから差引三百四十億減少になる、表面の数字は減少になるというところが税の道標に書いてあります。資産再評価によつて一兆億か、それ以上も増加するといふことはその通りでありますけれども、これは実際は会社はそれをやらない。若しその通りやれば来年度は税金も一銭も取れないといふことも考へられるわけです。実は来年度の法人税の見積りといふものも正確には絶対にできない相談である。と申しますのは会社がどれだけ償却をやつて来るかといふことは全然検討がつかないわけですから、その会社のやり方によつては税金が一銭も入らないことも当然予想されるということになるわけなんです。

○本内四郎君 こういう御調査はあつたのですか。給与ベースが段々上つて行くと、どの程度に税負担率が殖えるかといふことですね。勤労控除、基礎控除その他同じとして、給与ベースが上ると税の負担率が上ることになるのです。その負担率がどのくらいに上つて行くかといふ、そういう御調査がありますか。

○公述人(徳島米三郎君) この前丁度官吏の給与が改訂になつて、六千三百円ベースになつたときにその計算をやつたことがありますけれども、やればそれは簡単にできると思ひます。

○木村福八郎君 ありましたらその調査を一つ欲しいのです。

○公述人(徳島米三郎君) 承知しました。

○木内四郎君 私はさつき分らなかつたのが分つたような気がしますが、あなたが資産再評価を見込んだということは當時は資産再評価をして、それに對する減価償却を二百五十億円見込んだから法人の利益を少く見積つておつた、併し今度はそれを外したという意味ですか。

○公述人(徳島米三郎君) 私の考えたのは、実は年度内には資産再評価による影響がないということは分つた……

○木内四郎君 そういふ意味ですね。それからもう一つ伺いたい。さつきシャープの勧告にあなたが触れられたからそれに關連して、税務のことを扱つてゐるあなたに伺いたいのですが、直接この法案に關連はありませぬけれども、私はシャープが累進税率というものを所得税に適用しながら、而もその最高率を三十万円超に適用したというふうなことは、非常なシャープ博士自身にとつても何か恥辱だと思ふのですが、世界に累進率を適用して、日本の今のような貨幣価値に三十万円超を適用しているという国は恐らくないと思ふ。これは非常に余りだと思ひますが、シャープ博士をしてかくのごとき過ちをなされたことは、大蔵當局に重大な責任が、少くとも大蔵大臣に重大な責任があると思ふ。これは恐らく間違つた、所得階級区分別の統計を出す際に、三十万円超のところが非常に多くして、それから上というものは殆んどないというふうな統計でも出したか、非常に間違つた統計を出したのじやないか。これが一つの例です。そうして今日になつて百万円超のところが適用することには故意にやつたならシャープ博士以上の減税をするという宣伝をするために故意にやつたならば、尙更だと思ひますが、そうでないにしても大蔵當局が非常に重大な責任を負わなければならぬ。あれだけの金と時間をかけて来て貰つて、税制の勧告をして貰つたその人をミスリードしたわけですから、その責任は重大だと思ふのです。

○公述人(徳島米三郎君) 最高税率を三十万円にして五五%に押えたといふことは、これは今言われたように大蔵省の資料が非常に正確であつたといふ原因も勿論あると思ひますけれども、それ以上の大きな問題を含んでおるのじやないかと私は考へるのです。と申しますのは、非常に合理的にできてるシャープ勧告の中で、最高税率を五五%に押えたという点のこの説明は非常に矛盾を來してゐる、こゝういふふうに私は感じたわけでありまして、と申しますのは、なぜ最高税率を五五%に押えなければならぬかという理由として、先ず第一に挙げたのは日本の徴税機構では、八〇%にしても税金は取れないのじやないか、高ければ高い程、脱税が多くなつて実質的な効果がない。だから税金を下げた方がいい、こゝういふのが第一に挙げた理由です。ところが反面どういふことを言つておるかといふと、その代りに富裕税を設ける、これを補完税にしてその短所を補うといふことを言つておりながら、今度は富裕税が巧く行くようになれば、この五五%の最高税率を更に引下げて、地方税である住民税を加えて合計五〇%以内に努力すべしという勧告が出てゐるのです。そうすると考へられることは、シャープ勧告というものは税制全体で非常に脱税ができにくいように大きな仕組みをしてゐるわけですから、あらゆる面から連絡を取合つて脱税できないような構想を立つておる。そうするとこれを巧くやつて行けば段々所得税の捕捉率というものは当然高まつて来るわけですから、高まつて来れば前の第一に挙げた理由から言へば、当然この五五%は六〇%、七〇%、もつと引上げていい、こゝういふ議論になるわけですから、こゝろがさういふふうにシャープ案を実施して行つて、調子よく行けば今度は最高税率を引下げるといふことは、理論的に言つて明らかに矛盾してゐるのじやないかと思ふのです。これは富裕税があるという議論もあり得るけれども、併し富裕税の対象になる所得と、実際のこの

所得税の対象になる所得というものは必ずしも厳密に一致しない。従つて所得税で取るものも飽くまで所得税で取るのが本筋であると思へるのです。なぜシャープをしてあゝいふような議論を出したかといふ一つの理由として、私が推測するのは、結局外人に對する課税といふことを考へたのじやないか。外人は今の日本の税率は非常に高く、日本に來ておる外人は所得税が課するよりなれば割が悪くておれないといふやうなことを言つておるやうです。だから税金を成るべく安くしなければならぬ、こゝういふ一つの狙いがあつたのじやないか。外国人は富裕税は課からん、税金は課からん、そうとしか我々には考へられないのです。非常に合理的なシャープ税制の一つの大きな矛盾があるのじやないか、こゝういふふうに考へたわけですね。

○木内四郎君 いや私の伺つてゐるのはあなたが答弁されるのとはちよつと違ふのです。あなたの御説明は大體私共シャープ勧告を読んで分るのでありますが、私の伺つたのは三十万円超といふところに累進率の最高率を適用するやうな統計を財務當局が、あなた方は財務當局の一部だけれども、提供されたのは非常に間違ひのじやないか。それから五百万円超といふ、富裕税を課するといふ人が一万人とか一万二千人とかいふ計算でやつてゐる。そんなところ非常に統計の上に間違ひがあつたのじやないか。若しもつと正確な統計を出しておつたならば、シャープは三十万円超でなくとも、もつと高いところへ累進税率の最高率を初めから適用した

のじやないか、富裕税にしても、若し一万二千人くらい人間を捕捉するといふ意味ならば、うんと高いところへ持つて行つたのじやないか、統計の間違いがなかつたかどうか、こゝういふ点はどういふふうに……

○公述人(徳島米三郎君) この点については、こゝういふ統計は成るべく確實に取れるといふことを第一に大蔵省としては考へるのじやないか、確實に間違ひなく取れる、成るべくゆるく厳密にして、あとで取るのに困るやうなことであつては困るから、成るべくゆるく考へてやつたのじやないか、それ以上のこととは私は分りません。

○木内四郎君 それはあなたの考へは徴税に當つておる財務當局として私は尤もだと思ひます。併し若くも、税制を決める際に三十万円超のところを最高率を適用しなければ所得税の収入が非常に減るというやうな印象をシャープ博士に与えた。或いは富裕税にしまして、あのこで行けば五百万円超のところがから富裕税をかけなければ非常に減るとか、或いは適當でないといふやうな印象をシャープ博士に与えていられないか、その統計は税の見積りをするときと、おのずから違つた統計を出さなければならなかつたのじやないかと思ふ。あの統計に間違ひがあつたとあなた方は思ひませぬか。

○公述人(徳島米三郎君) その点は毎年所得税の控除額を決めるとき各階級別の所得見積り、これも全部同じ議論が出るわけですから、これも可なり實際と違つて低い。と申しますのは、實際よりも高額所得となる程捕捉率は低くなるわけですから、ですから實際は必ず今大蔵省が作つておる、この各階級別の所

得よりも遙かに歴大なものがあるもので、これは理論的に言つても当然言える問題なんです。大蔵省が作つておるものは確実に捕捉できるということを第一に頭に置いて考えた一つの評価なんです。だからそれを例へば二十三年度の実績による各階級別の所得、こういうものを出したのではないか、だからうまく徴税機構を運用すれば当然それと可なり変つたものが出て来るということは大蔵省としても、これは説明すればできたのではないか、こういうふうには私に考えるのです。ただ若し私が大蔵省の立場を善意に解釈すれば、シャープ博士のような実証的な学者は、そういうまあどれだけ捕捉率が向上するか分りもしないより、成るべく過去の業績によつて判断したのではないか、こういうふうには私は善意に解釈しております。

○本内四郎君 善意の解釈は非常に結構ですが、具体的に伺いますが、例えば富裕税などにいたしまして、五百万円超という人が一万人か、一万二千人くらいとあなた方は考えますが、私は少くともその十倍、或いは十数倍になるのではないかと思ひますが、あなたの方の頭の見積りはどうですか。

○公述人(徳島米三郎君) 今その点については勘でもなか／＼ちよつと分りませんね。

○本内四郎君 一つ研究して見て頂いて知らせて頂きたいと思ひます。

○油井賢太郎君 ちよつとお伺ひしたいのですが、大蔵大臣は今年各地の税務署に対して徴税の割当をしないという事を言明しておりますが、實際地方に行つて聴くという、やはりあるらしいのですが、それは全財の方の立場から御検討になつてどういうふうになつておりますか。

○公述人(徳島米三郎君) 昨年この割当目標の問題で非常な大問題になつて、大蔵省はやらなかつた国会で答弁するし、池田大蔵大臣も大体局長會議でそういうことを言つておるようです。併し本当にこの第一線に働いておる税務官吏に割当がないのかと聴くと、割当はこれ／＼と言つて数字を示すわけですが、これは厳密に言つて割当でないかも知れません。大蔵大臣に言わすとも、併しこれは昔から大蔵省では年度初めに各税務署から税金徴税額の見積りを出すわけですから、そうすると国税局では、それを税務署ごとに検討して、低いところはもう少し殖やすようにという訂正を要求するわけでありまして、それをもとより最終的に決定するのは署長會議その他で決めるわけでありまして、そこで署長會議で腰の強い署長が俺のところはこれくらいしか取れないのだということを強硬に突つ張れば、それで決定できるかも知れない。併し大部分の署長はそういう人でないから、殆んど署長會議と言つたつて講演会のようになつて、大体国税局で決めるようにしたやつは大體通つてしまふ。こういう現状で、厳密に言つて割当でないかも知れない、形式的には……併し實質的にはやはりそれに似たようなものがまだ残つてゐる。これは事實であります。

○油井賢太郎君 それで目標に達しなかつた、いわゆる成績の悪いところに對して、具体的に何らかの措置があるのですか。そういうことはないのですか。

○公述人(徳島米三郎君) 今までは報奨金というものがございまして、報奨金の一つの基礎はやはり割当額に對する成績だということになつておつたのです。ところが最近では報奨金の根拠もいろいろ非難されないうように、いろいろの改善がなされておるようでありまして、併しやはりこういう目標を一旦決めると、それが一つの成績になつて、或いは左遷とかいろいろなものに影響しないとはいへない。だから署長は一生懸命になつてそれを取るようになりますし、課長、係長以下全部同じなんです。ですからやはり一つの心理的な強制力は持つてゐるわけでありまして、油井賢太郎君 もう一つ伺ひたいのですが、滞納が大部分多いようなんですけれども、これは結局無理なそういう割当があるから滞納になるということになるのですが、その率はどのくらいあるのですか。

○公述人(徳島米三郎君) 現在私、大阪におりますが、大阪は全国で一番滞納が多いようです。又審査の未処理件数も多いようです。そのために四名程署長が今度首切りになるそうです。又局長會議では署長或いは課長に對して、局長から成績の悪い者はど／＼これから首切るといふ宣言をしたそうです。ところがその實際の原因は何かという、やはりこういう無理な計画がもとになつて、そういう審査の処理件数というものが非常に膨大になつて、未処理がまだ今多く残つてゐる。又滞納が從つて多く残つてゐる。こういう現状だろ／＼と思つてゐます。最近ちよつと聞くところによると、最近の集計では、今年度に入つて現在までに集計されたところでは、滞納整理の中で大體七割くらいは、實際税金を

取らずに整理しておる。實際税金を取つたのは二割五分くらいだつた。実はこれはもう決定が間違つておつたのだということになるわけでありまして。

○木村八郎君 今の延滞利息ですね。あれはインフレ期において税金を滞納して置く、貨幣価値が安くなるから成るべく滞納して置く。そうして税金で泳いで、商品を買溜して置く、こういう面があつたと思ひます。インフレ期においてそういうインフレを利用して滞納させないよう、非常に高く取つたと思つたのであります。こういうふうなインフレが一応通貨面から阻止された場合、あれはベナリティーという意味もありましようが、実は経済的な面から非常にあれは高くなつたのだと思ひます。そうして今インフレが止まつたときに、日歩二十銭というのは非常に苛酷な滞納金じゃないかと思つたのであります。その經濟變化に應じて、同じベナリティーでももう少し合理的にする必要はないのでしやうか。

○公述人(徳島米三郎君) その点については、シャープ勸告案でもあれをもつと実情に副うように、いろ／＼な階級に從つて軽減するような案が出ております。我々もそれは當然そうなるべきだと考へております。

○川上嘉善君 それから課税の公平、適正、合理化を期するために、人員の問題が非常に重要な問題と思ひますが、その点についての御見解を御発表願ひます。

○公述人(徳島米三郎君) その点については、シャープ勸告の中にもはつきりと税務官吏に対する予算人員から二割の定員の削減、それに伴う實質的な首切りということが不当であると言われております。我々も前から税務官吏を現在以上に首を切る、むしろ増員すべきであるに首を切るのとは不当であると言つております。これはもう現在税務署へ行かれると分るように、仕事が出ないという現状です。特に今度の首切りでも不当なのは、今税務署の中では汚職事件で、税務署によると半分以上引つ張られてゐるというふうな税務署があります。そういうふうな人を何故首切りのときに、若し首を切る必要が本当にあるとするならば、なぜそういう人から首を切らないか。實際首を切られた人の実情を見ると、非常に優秀な人が、神山税務署で首切られた人なんかは、税務署長自身が、あなたは絶対に汚職をしない官吏だ、又あなたは人の二倍も三倍も仕事をする人だといふことを私はよく知つておると言ひながら、署長は本當にわけの分らない理由で、署長自身が言えないような理由で首を切つておる。そういうのは全国的に名前を挙げればもう数え切れないくらい沢山首を切られておる。そうして今盛んに引つ張られておるような人、まあ本當に必要があるならむしろそういう人をまず最初にやるべきじゃないかと我々は思つてゐますが、非常に今度は不可解な首切りが税務官吏に行われたといふことをよく御承知願ひたいと思ひます。

○委員長(櫻内辰郎君) 午前中の公述はこの程度で打ち切ります、午後一時から再開をいたすことにいたします。

午後零時二十二分休憩

午後一時十九分開会

○理事(波多野鼎君) それでは公聴会を再開いたします。最初に日本中小企

業通盟会長の豊田雅孝さんをお願いいたします。

○公述人(豊田雅孝) それでは申上げますが、今回お取上げになつておりまする税法の關係におきまして、大體從來から中小企業界で要望いたされて来た事柄が或る程度は取上げられて来たようにありまして、大體の方向としては、結構に考えておるわけでありまして、例えば基礎控除の引上げ、扶養控除の引上げ、或いは同居家族の合算申告の緩和等におきまして、従来中小企業者が勤労者との間におきまして所得税の負担上著しく不利な立場にあつたのであります。それが或る程度均衡の取れるようになつて来たのであります。又中小企業者、特に零細なる企業者にも使用可能のような簡易帳簿の制定方と、これに基づいて税の徴収をせられたいという事柄につきましても、中小企業界から要望いたしておつたのであります。が、これも今回方向といたしましては、取上げられて来ておるわけでありまして、尚物品税につきましては、課税品目の再調整を徹底的にやることを要望いたしておつたのであります。これも或る程度充足せられて来ておるのではありません。又税率の引下げ、或いは納期の延長につきましても要望いたしておつたのであります。これも或る程度は取上げられて来ておるようであります。殊に多年要望いたしておりました取引高税の廃止がいよいよ実現するようになりましては、業界といひまして非常に喜んでおるような次第であります。

併し今回の法案の内容を拜見いたしますと、まだ／＼お考えを願ひたいと思ふような点が相当あるわけであり

まして、それらの点につきまして要点だけ簡単に申上げたいと存するのであります。先ず所得税につきましては今回基礎控除を二万四千円というところに引上げられるのであります。現在の諸般の情勢から見まして、これは三万六千円程度にお引上げを願ひのが適当じやないかと思ふのであります。又税率の階級区分でありますが、三十万円を超えるものは、五五％というふうになつておるのであります。これを一本で三十万円を超えるもの、これを一本で賄うといふところに非常な無理があると考えられますので、三十万円を超えるものについては四〇％、四十万円を超えるものについては四五％、五十万円を超えるものについては五〇％、百万円を超えるものについては五五％というふうな税率についても御検討をお願いしたいという希望を持つておるのであります。

この所得税の申告に關連いたしまして例の青色申告の制度であります。これにつきまして一番業界として只今問題にいたしておられますのは、簡易帳簿が出来るというものの、その簡易の程度如何、要するにどの程度に簡易になつて来るかという点につきまして非常な関心を持ち、又不安を抱いておるわけでありまして、その帳簿の様式なり、又記入計算の標準形式というものを一日も早く御発表願ひたいと思ふのであります。この点につきましてお伺ひができましたらと思ふのであります。

又青色申告をいたします者は一月末までに届け出なければならぬといふことになつておるのであります。もう今日といたしましては来年の一月

末と言ひますと殆んど二ヶ月ぐらいしかそこ余裕がないわけでありまして、

只今の状態から言ひますと果して帳簿式等を発表せられまして、これが全多多数に互る中小商工業者に果して普及ができるかどうかという疑問を非常に持つわけでありまして、殊に中小商工業者は必ずしも新しい制度というものを早く呑み込みまして、これに直ちに順応するといふことにつきましてはその力が、むしろかしい方でありまして、それだけに来年の一月末までに青色申告をする者は届出でなければならぬといふことになりまして、その間非常に危惧を持つておるわけでありまして、つきましては届出期日であります一月末というのをこの際延ばすことができないかどうかといふことにつきまして十分御検討をお願いしたいと思ふのであります。

又この帳簿の普及を図るにつきましては、余程手段、方法よろしきを得ませんと徹底を欠くに至ると思はれるのであります。更に又今回の簡易帳簿なるものは税の徴収を合理化する上におきまして重点があることは勿論であります。その外に中小企業者の金融難を打開して行くことが一つの目的がなればよいといふふうに考えられます。で、金融の立場又中小企業者の経営を合理化して行くというふうな立場から今今回の簡易帳簿といふものは利用せらるべきものと考えられますので、要するに税の立場、金融の立場、更に中小企業者の経営合理化の立場から、この簡易帳簿といふものを取上げ、而してその線に沿つての普及徹底ということが必要だろふと考えられるのであり

ます。従ひましてこれらの普及方につきましては、主税局には国税庁のラインはもとよりでありますけれども、或いは銀行局、中小企業庁、或いは安本等とも緊密なる連繫を圖られまして、只今申上げましたような線に沿つて遺憾のないような普及徹底の方策をお探り願ひたいと存するのであります。それと同時に中小企業界にはそれ／＼団体もあることであるので、これらの団体を適当に活用されまして、迅速にこの新しい制度の普及徹底ができるようにお取計らいをお願いしたいという希望を持つておるのであります。

次に物品税の問題であります。この物品税につきましては先程も申述べます通り、大體從來から中小企業界で要望いたしておりましたところ

は、取上げて来て貰つておるのであります。納期を中小企業界といたしましては庫出後少くとも三ヶ月にして貰ひたいという要望をいたしておるのであります。と申しますのは、御案内の通り只今の取引状態、代金の回収状態から見ますと、庫出後三ヶ月というところになつておるのであります。従つて今回の案によりますと、庫出後二ヶ月というところで現行よりは一ヶ月延長になりましては、いづれより、更にこれを少くとも、もう一ヶ月延長する必要があると思ひます。この点は只今中小企業者がこの代金回収が遅く、而も物品税の納期につきましても時期がそれよりも早くなつておるといふ点におきまして、いわゆる税金の立替拂ひをしなければならぬ状態になつておりました。さなきだに資金難に困つておりました際、それが非常な問

題になつておりますので、只今申しします通り、もう一ヶ月更に延期するといふことにつきまして、特段の御配慮をお願いいたしたいと存するのであります。それと同時に税率につきましても今回は甲、乙、丙、丁、戊の五段階にせられたのであります。下の方の段階はあれでよろしいかと思ひます。が、上の方の段階のものにつきまして、税率についても少し御考慮願ひたいと存するのであります。具体的に申し上げますと、甲類が百分の七十になつておりましたけれども、これは百分の六十にしたいといふやないかと思つておるのであります。乙は百分の六十であります。丙は百分の五十、丁は百分の四十、戊は百分の三十にしたいといふやないかと思つておるのであります。

次に織物消費税の関税であります。が、今回一月一日から廃止になることになつたのであります。御承知の通り織物消費税が廃止になるというところが、シャープ勧告案によりまして一般に伝えられまして以來といふものは、業界の値下りには非常に甚だしいものがありまして、ストックを相当持つておる者は非常な痛手を受けておるようなわけでありまして、かような状態にありますが、現在といたしましては、いづれ織物消費税が廃止される以上は、これをできるだけ早く繰上げまして、業界を安定させるということが何よりも必要だろふと考えるのであります。つきましてはこれを十二月一日から廃止するといふふうに御検討をお願いしたいと考える次第であります。

次に取引高税の廃止であります。これは先程申します通り業界の要望

が受入れられたわけでありまして、非常に業界といつても満足をしておるのではありませんが、この取引高税がなくなりまして、又一方事業税がなくなるに關連いたしまして、いわゆる附加価値税というものが新しく地方税として制定せられるようでありまして、これは収益の外に利子、賃貸料、給与を加算したものを課税標準としたすようでありまして、一種の外形標準による課税になるのであります。収益のない場合におきましては課税せられて来るという結果に相成ると考えられております。従つてこれにつきましては税率をできるだけ低くするよう今後お考えを願いたいと考えるのであります。それと同時に零細な企業者に対しては、免税を考へるということをお考え願いたいと存するのであります。取引高税の方につきましては、すでに御承知の通り或る程度の免税がせられておりますので、この免税に代る意味合におきまして、やはり附加価値税におきまして或る程度の免税をするという方向に御検討を願ひ、実現方をお願い申し上げたいと存じております。一応この程度申し上げます。

きまして受入れられて来たのであります。その要領の工合から申しますと、只今申しました通りまだ今後いろいろお考え願ひなければならぬ点があるのでございまして、更に一面資産再評価を今後やらねばならぬことになつておりますので、中小企業のような低収益のものが相当ありますし、大企業のごとく税の調達をいたしますために増資をするとか、或いは借入金によるというような途もない中小企業界といつては、場合によりますと資産再評価の評價益に對する税負担のために、非常な苦痛を感じるようになるのではなからうかと考へられるのであります。更に又この資産再評価の結果に基きまして、不動産税の負担、更に今度は先程申しました附加価値税の負担、尚住民税等の負担等いろいろ考へ合せますと、なかなか前途はむしろ苦しくなるのじやないかという感じがいたすのでございまして、殊に帳簿の簡易の度合といふものが、現在の中小企業、殊に零細企業の層に適應しないようなことになるのであります。尙且つこれに基いて更正決定がどん／＼行われるということになりますと、中小企業界は、相当今後一層の苦境に立つのではないかと申すことは、非常に心配いたしておるわけでありまして、これらの点につきまして併せて今後慎重な周旋なる、又中小企業界に家内工業或いは商店これらに對する特殊性を十分に御勘案願ひまして、今後の御審議をお願いいたしたいと存するのであります。

消費税を廃止したり、そういう消費税を引下げた結果、一般の物価は、そういう税を下げただけで、やはり下がると思つてよろしいでしょうか。物価との問題はどうか。

○公述人(豊田雅孝君) この点につきましては購買力の低下が御案内のごとく非常に著しいものでありますから、税が下がりますと、値段の方に相対して来るだろうと思つております。それで、すでに織物消費税がなくなつても、非常に値下りを来たしまして、今日ではもう全部税がなくなつた場合の値段でないと取引がでんというやうな状態になつて来ておるのであります。ところが前々からの仕入れの値段の關係等もあるのであります。いよいよ中小企業者は、その弱い立場におきまして原価は高かつた、而も今後売るのには、安く行かなければならぬという点におきまして、中小企業者には最も大きな難問と言ひます。か、負担がかかるという点を懸念いたされるのであります。この面につきましては、負担の軽減されることを特に考へて、負担の軽減を考へておるような次第であります。

少狂うかも知れませんが、物品税法の一部を改正する法律案と織物消費税廃止に關する法律案につきましては、私共はこの廃止の一日も速かならんことを、かねてより要望しておつたところでございます。満腔の賛意を表する次第でございます。只今まで主張いたして参りました理由といたしましては、生活必需品に對する課税は農業経営を圧迫する、こういう観点でありまして、これは一月一日とおつしやらずに、十二月一日あたりからでも、逸早くお取止めになつた方がよろうと存する次第であります。

次に私は所得税法の臨時特例に關する法律案でございますが、勸告には、事業者に對しまして基礎控除を十月から十二月以降三・七五%を認めております。これに拘りませうこれを一方的に削減いたしましたことは、私共農業者の立場からして極めて不満とするところでございまして、事業所得税に對する十五%、つまり勸告によりまして三・七五%の基礎控除につきましては、勸告にも書いてございまして通り、公平な税負担の目的を以て特に明示せられておりますのであります。重税に悩んでおります事業者、特に農業者は、これの成行きを目下深甚の期待を持つて見守つております事実につきまして、私は、大蔵委員会、国会の諸公におかれましては、深甚なる御考慮を拂われんことをお願いいたしたいと存する次第であります。私は従ひましてこの特例法律案に農業者につきましても勤労者と同様に一月から三月間の三・七五%の勤労控除をお認めになるように御修正に相成るか、或いは臨時国会において甚だ御無理であるということでございます。

さいすれば、来るべき通常国会において是非これを實施されることを願ひます。さてお示しになつております税制改正に關する法律案要綱の要領によりまして、目下所得税の根本的改正は御検討中のごとであります。その前に、農民課税の実態につきまして極い摘んでその一端を申述べたいと存じます。農民課税問題が一体いつ頃から世間の注目を引くようになりましてかといひますと、昭和二十一年の七月頃に、當時乙種所得税と言われておりました農業者の所得税の査定が、非常に過大でございまして、且つ不当な課税が行われたのがきっかけでございます。續いて昭和二十二年三月には、二十一年度以降急激に進展いたしましたインフレに、國家財政收支を適合させるために、増加所得税が課せられました。たことも一つの契機になつております。従来所得税は翌年の七月、九月、十一月、翌年の一月に徴収される建前になつておりましたところが、同一會計年度、つまり二十一年の三月に一週に取られるというところは、非常に負担を重課したといふことがございまして、我が國税制において初めての試みであります。予定申告納税制度が實施されました。この新制度につきまして、我々は当初甚だ危惧の念を抱いたのでございまして、申しますのは、農家は帳面をつけることはやっておりますが、且つ農家の経営といふものは、その経営と家計との區別が甚だつきりいたしておりません。日本農家の著しい現象でありまして、従ひまして帳面をつけておらない農家に自主申告制

度を急にぶつけるという甚だ心配でございまして。又一方税務署は現在もそうでありまして非常に非能率でございまして。且つ農家の実態の把握というものについては、非常にむずかしいというふうな点がございまして、大いに反対したのでございまして、遂に実施になりませんでした。ところが税務署の方も手不足でございまして、結局二十四年の四月の予定申告には更正決定などもございまして、結局二十三年の確定申告通り期日であります一月に問題が集中されました。併し依然として税務署の一方的な査定や、或いは反当り標準率等を以ていたします更正決定等は、農村を混乱に陥れたと申しても決して過大ではないのであります。当時、二十三年の財政事情をちよつと振り返つて見ますと、本予算、追加予算合計いたしました全所得税額は六百九十億でございまして、そのうち農林、水産業からは幾ら取る予定であつたのかと言いますと、百三十億でございまして、実際更正決定をやつて見ますと、農林だけで実にその申告額の一倍半の二百四十億というものを徴収されたのであります。かように農林所得に対して全项目的な把握が欠如されておりました、従いまして不合理とそれに絡み合ひまして負担額の増加に伴う不公平不均衡というものが経済事情の変動と又絡み合ひまして常に激化され農民課税は頗る混乱に陥つたといふことでもございまして、現在におきましてもこの点につきましては聊かも是正されておらないと申上げる次第でございまして、農林省の農家経済調査によりまして、戦前の米価基準年次に比較いたしますと、これは九、十、十一年でござい

すが、その当時の農家負担は公租公課でございまして、大体所得の六〇乃至七〇でございまして、ところが只今申上げました通り二十二年春農民課税の重圧につきまして各地に紛争を起しました當時は如何と申しますと一八・三％になりまして、戦前に比して三倍の課税といふことになっております。又現金所得に対しては課税は幾らかというところになりますと三〇％に上つております。又農家所得と租税の公租公課負担との割合を比較して見ますと、同じく九年——十一年平均一〇〇％といひますと農家所得は一〇％でございまして、それに対しては租税負担が三〇％、公課負担が三七％の数字を示しております。この結果租税公課を支拂つた残りの農家の実質所得といふものは戦前より低下しておるということが申されるのであります。この戦前より低下いたしました実質所得に對しまして、税務署の一方的な査定や、或いは内面指導による更正決定や、不合理な課税を押し付けられますと、その経営といふものには非常な負担となります、こういうことが言えるのでございまして、大体農家の租税負担中、今日農業課税で一番問題になっておりますのは何と申しましても所得税でございまして、二十二年の農家経済調査によりましてその租税負担の八〇％が所得税でございまして、戦前農家の所得の多くは免税点以下でございまして、急に所得税の負担が、殆んど戦前には適用されてない農家に對しても課税されるというふうな、又農民課税の問題を非常に激化させたといふことが言えると思ふのでございまして、これに對しまして農家所得は事業者所得であると

いうので、一般業者と同様の所得を課せられておるといふところに問題があるものでございまして。何となりますれば、農家は一般事業者と異なるところの性格を持つておるのでございまして、その第一番は農家所得は専ら家族の自家努力に依存して行われるところの典型的な家族集約的経営の所産であると申すことでございまして、むしろ事業者所得と申しますよりも実質的には労働所得的な性格を持つておるといふことでございまして、従いまして実際には他の事業者所得と同様な取扱を受けておられまして、経営主一人に基礎控除を認められておる外は勤労控除はもとより家族の農業に従事するものは扶養控除は別といたしまして、何らの勤労控除を適用されておらないといふことが農業経営に對する認識の欠如とも申すことができると存じます。次には農家所得の四〇・五〇％は現物所得でございまして、例へますれば、所得とみなされますのは保有米でございまして、これは所得として計算されます。これにつきましても税金がかかる、かようなことになりまして現物所得に對する課税は農家の金銭経済に相当大きな負担を与えております。その他所得税の徴収その他の方法につきましてもいろいろ問題がございまして、大別いたしますと農家の所得といふものは勤労的性質を帯びるものである。それから農家所得の四〇・五〇％は現物所得である。納税は現金でありますので、現物所得に對する課税は農家の金銭経済を二層逼迫させる、こういう二つの点がございまして、特に徴税に當りましてはいろいろの不合理が存在いたしております。それが税制の運用に

原因しておることは見逃し得ないところでもございまして、例えば安本の財政金融局が発表いたしました税制改革に對する意見中にかようなことが申されたのであります。「現在政府は予算上収入を期待しておる程度の金額は、若し税法が文字通りに施行されれば、且つ現在税法が規定してある負担より遙かに軽い負担を規定する税法によつて十分その確保を期待することとなる。」こういうことを言つておるのであります。これを平たく申しますと税法にさばを讀んで、国会で如何なる立派な税法をお出しになりまして、税務署員の手心が権威を持ちましたり等、徴税上の不合理といふことは今日世間で以て見逃し得ない点であらうと私は存するのであります。従いましてかような徴税の能力に欠けておる税務署が農民の、農家経済の特性を無視いたしまして課税するといひますと、結局農家経済の実態に即しない課税と……農家経済の実態を把握してないといふところに原因があるのであります。農家所得の特性を無視いたしまして一般事業者所得課税と同一の取扱をしておるといふことなのであります。又このことは勿論農家の全体にもございまして、地域的にもございまして、税務署の管内ごとにもございまして、何となりますと、シヤウブ勧告においては、水増し課税をやつてはいかんと申しますが、言われておるのでございまして、現在まで実際のところは、財務局が目録額を示しまして、それに従ひまして管下の税務署が水増し課税をやる。かようなことがあるのであります。従ひましていろいろ問題もございまして、とにかく農家の性質からいたしまして、我

私は従来よりも勤労控除を認めることを主張いたしております、シヤウブ勧告におきまして、それは勤労者が非常に有利である。従つてこれを一〇％に減らして、その一五％について基礎控除の差額分に充てて、農業者の負担との均衡を保たせる。こういう趣旨であらうと存じますが、我々も勤労者の二五％が高過ぎるか、安過ぎるかというのを申しておるのではございせん。農家といひまして少くとも一五％の勤労控除を認めて頂ければ、勤労者の二五％の勤労控除につきましては、深く申すものではございせん。最初からシヤウブ勧告はその点について小細工を弄したという形になる私は存するのであります。次に青色申告の点でございまして、大体申上げました通り、農家には特殊性がある。従ひましてこの青色申告といふものと、且つ源泉徴収の項で勧告されております納税手帳との関係を如何にするかといふことも一つの問題となつて来ると思ふのであります。先程もおつしやつたやうでございまして、目下大蔵省においては青色申告に要する記載事項を検討中だそうでございまして、これは中小企業といわず、農業も同様でございまして、この近々一、二ヶ月の間にその記載事項といふものが果して御決定になることができるかどうか。もしんば御決定になることができれば、これを一月の末日までに全國民にこれを周知徹底せしめることが果して可能であるか、どうか。こういうふうな問題になつて参りますので、一月二十五日までに税務署に申告しろといふのは、少し時期尚早であらうと私は考へるのであります。殊に

農業者に對しましては、從來としても簿記の記帳といふことにつきましては、いろいろと奨励もいたしておりましたが、漸次普及いたして参りましたのですが、併しながら農業といふものにつきましては、帳面をつけさせるというものはこの際最も必要なのでございませう。その経営の実態を見るために必要なのでございませうが、ここに一つ問題がございませう。それは原理的な問題もございませう。農家に中小企業並の帳面をつけさせるという事は、原価計算をやれといふこととございませう。ところがいろいろな作物を組合せまして経営いたしております農家に對しまして、この原価計算という式の帳面になりませう、これは専門家でも到底できないだらうと思つてございませう。結局農業者に對しましては、その收支といふものがはつきりするといふ、こういう帳面でなければならぬと存じませうし、一般の帳面では甚だむずかしいのではないかと、かように考える次第でございませう。特に青色申告の狙ひまするところは、減価償却に對して勧告されてゐるようございませうが、農業者に對しましては勧告に示されております源泉徴収の項において、その要する経費については村役場に、或いは協同組合等においてはつきり分る資料に基いて標準の経費率を用いてもよろしい。でございませうから、各農家によりましては、その平均の経費の標準率からマイナスになつたり、プラスになつたり、実情によつて相違することは当然でございませうが、この標準経費率を使つてよろしいと申します中には、減価償却も当然含まれてゐると考える次第でございませう。従ひまして農業者に

對しましては青色申告をする必要はないと標準経費率でやれば事足りると、かように考える次第でございませう。そのプラス、マイナスをいたします部分につきましては農業の実態に即しますような簡易帳簿を設定いたしまして、それによつて村役場とか協同組合と税務署とか話合つて決定すると、こういうことは從來までの税務署の一方的な査定を匡正いたしまして、正しい農民の課税の実施に貢献すると思つ次第でございませう。甚だ簡単でございませうが……

○理事(波多野鼎君) どなたか御質問ございませうか。

○小川友三君 今のお説ですが、この勤労大衆と農民の課税といふものは非常に簡単であつて、農民は一町耕しておれば、一町に對して課税する標準が決まつておりますので、青色帳簿といふものには對しても記入方法といふものは極めて簡単であると、こう思ひますが、あなたの御解釈は非常にむずかしいが、解釈しておりますが、どういふ点がむずかしいのですか。これは耕作する反別によつて課税してゐるといふ極めて簡単な課税方法なんですが、ちよつとお伺ひいたします。

○公述人(保田豊君) それを御説明申上げますと、農家はそういたしません。作物別に帳面もつけなければならぬと。作物別に、麦なら麦、米なら米でございませう。麦でも大麥は幾ら小麥は幾ら、これに要する費用はどうなるかと、こういうことでございませうが、そういたしますと、一枚の田で麦も播えますれば野菜も播えます。その場合に肥料はこの作物はこうやるというのもございませうが、大体時期的に肥

料をやるものでございませうから、この作物は果してどれだけの肥料を使つたかといふことを簿記的にやるのは非常に困難であると、これは一例でございませう。それからもう一つ問題になりますのは、收穫時計算と期間簿記計算と、こういう点でございませう。只今農家の所得の査定に當りましては、大蔵省は收穫時計算といふものを採用いたしております。收穫時計算と申しますのは、例えば十二月に米代金が全部入つた、それは供出は實際は二月三日までズレるのでございませうが、その年間の供出金額は全部十二月に入つたと、こういうふうな計算をするのでございませう。それから一方保有米、つまり農家に置きまします飯米につきましては、これはその当年産米価格で以て、例えば十二月の生産者価格で以て計算いたしますのでございませうが、實際は農家にいたしましては、今年の一月から十月までは去年の価格の米を食べてゐるのでございませう、今年の十一月から十二月までは今年穫れた米を食べてゐるわけにございませう。それにも拘わらず十二月に本年生産者価格で以て収入とすると、かようなことになつておりますので、原理的に簿記とそれから收穫時計算といふものは全然マッチいたさない、こういうことでございませう。

○小川友三君 まあ簡単な問題ですから簡単に取りますが、私は一町五反の自作農ですから、あなたは農家はやつていらつしやらないと思つてから、話は違ひますので、討論をしませんから、まあ大体承ることにいたします。

○川上嘉君 おつしやる通り、青色申告ですね。その根拠となる記帳といふのは非常に困難だと思つて農家の

場合に、むしろ現在の反當り標準率よりか却つて悪い結果になるのじやないですか。どうでしょうか。その辺は今のところとしては實際の帳簿によつて調査を進めて行くといふことが……

○公述人(保田豊君) 各農家がいろいろと帳面を揃へることは實際のところ非常に困難な状態であります。併し一方には記帳も非常に進んでおるところもございませうが、ならしまして、記帳は非常に困難でございませう。帳面を揃へなければ青色申告ができない、減価償却ができないといふことになりませう、これは大変な問題にならうと思ひます。且つシャウブ勧告でも先程申上げましたように、村の標準経費率を使つてよろしい、こういうことになりませうと、各農家において農家の減価償却といふものは標準経費率の中には減価償却も含まれてゐる、こういう考え方ができると思つてございませう。ですからそれによりまして青色申告から減価償却をいたします際に帳面でやるという事は、そういう状態にございませうから、これは特例をお認めになる方が実情に即してゐる、かように考える次第であります。それからもう一つ申上げたいと思つてゐるが、この減価償却になりますと、協同組合であります。農業協同組合は、農村の経済団体ではございませうけれども、その外にいろいろ、語弊はございませうが、奉仕的機関でもございませうので、必ずしも儲かるとか儲けないといふようなものではないでございませう。それにいろいろな建物もございませうが、これが時価に直しまして減価償却をいたしますと、片一方剰余金が出ておりません關係上、第一年目はよろしいようございませう

が、第二年目からはその減価償却に非常に追われまして、或いは組合の経営を脅かすようなことになるかとも思ひますので、これも一つの問題だらうと思つてございませう。

○理事(波多野鼎君) 外にございませうか。次は産業経済新聞論説委員の菱山さん。

○公述人(菱山辰一君) 私只今御紹介に与かりました世界経済新聞並びに産業経済新聞の論説を書いております菱山といふものでございませう。私は皆その方の専門家でないらつしやる議員諸公の前で何か特別なことを話すだけの知識も材料も持ちませんけれども、一つの巷の聲といふようなものを新聞社という機構を通して知りましたことで、今度の減税に對するいわゆる世論といふものについてお伝えしたいと思つてあります。

今日日本の政治の一番大きな不合理といふことは、大きな議論で言われてゐることと國民が實際に生活を通していろいろ考えることとの間に大きな隔りがあるといふことであります。非常に議論としては筋が通つてゐて、如何にも日本の経済は敗戦の泥沼の中から段々と復興のところへ行く安定計画の筋道が画かれてゐるようでありませうけれども、現実の國民生活の姿といふものは非常に暗いものでありまして、そして國民の九割五分を占める勤労大衆、その中に中小商工業者又労働組合に入つてゐないで給料を以て生活をしてゐる人達、或いは公務員法といふようなもので縛られて自分の給与のことについて多くの発言力を持たなくなつたところの役人の人達、そういう人達が抱いてゐるところの政治の感覺とい

うものこの国会の中における論議或いは大臣の演説というようなものとの間に非常に隔りを感じておるのであります。このことは誠に民主政治のために悲しむべきことでありまして、私共民衆の一員といたしましてどうか国会議員の皆さんのもつと自主的な論議と活動を御期待するのであります。大蔵委員会におきましての税の問題にいたしまして、或る一定の丁度馬車の馬が目の所に一つの杵をかけられたように、一つの何か外部から与えられたところのもので目を塞いでおる。その方向にばかり目を注がないで、もつと国民の殊に庶民階級の現実の姿というものをよく掴んで、その上で以て税というものを考えて頂きたい。税だけが問題ではない。税は勿論我々としては安くして貰いたい。国民の大部分が税の重いので苦しんでおる。中小商工業者のごときは今年の一月から三月の間には非常に苦しんだのであります。私共が見ておりまして、税金が拂えないために自殺した人間さえ出ておるのであります。又商売をやめた人間も出ております。或いはこれは一つの目から見れば民度の低いところもありましよう。又税或いは財政というものに対する無自覚なところもありましよう。併しながら多くの入達が今の税金というものを自分から進んで喜んで出すというふうな気持を持たない状態に置いておる。そうして今の税金の取り方というものは、昔と同じように、或る一つの権力の機構がそれを取上げる、そういう形で以て、例えば税務署の役人が一方的な割當をして、或いは更正決定でも一方的にやる、或いはその組合なら組合のボスと組んで、そうして盛

んに酒を飲んだりなんかして買収されて、頭株には軽く、下の方の組合員には重くする。ですから非常に非現実的な課税が行われておる。今の徴税機構というものに何にも手を着けないでいて如何に立派な税制を作ったところで、私は本当の正しい税制というものは生れないと思ひます。ですからシャウプ案というものの今度頭が出ましたこの減税計画を見ましても、本当の税というものがどういふふうになつてきたかという国民の生活を抑えておるかというところをよく掴まえた上で以て皆さんが御研究を願ひたい。今の税務署というものをそのままにして置いて、徴税機構というものをそのままにして置いて、例えば税務署の役人に一杯飲ませれば負けて貰える、或いは何度か交渉するとか、心臓の強い者や力の強い者がある場合には負けさせられるというやうな、そういう取引で以て決められるやうな税金のかけ方、取り方というものを先ず検討して頂きたいと思うのであります。

シャウプ案は非常に結構な案であつて、立派な学問的な立場で書かれたところの案であると私は思ひます。併しながら敗戦の混乱期から今まだ安定期の過渡期にありまして日本においては、非常に適切でない部分がある。つまり経過的なものが含まれていないと思ひます。つまり前提が非常に欠けておる。例えば先程も商店における台帳の問題とか、或いは農家におけるところの家計簿の問題とか、そういうやうなもの問題になりましたが、そういうやうな帳簿とかというやうなことの考えが發達していないところで、ああいうやうに所得税、源泉所得税、

或いは所得税の中心にするところの課税というものは適切でないように考えるのであります。やはりこのたとえ悪税であつてもこの間接税というものは、それに慣れ、而もそれは租税の転嫁の法則によつて、ぐる／＼廻つておりますから、いつの間にかそれに慣れて来て知らずに取られる。ですからこういう混乱期におきましては、例えばい／＼流通課税は悪い。悪い税であるということは理論的には知つておりますけれども、取られる人間の多くの立場から見ますると、それ程苦痛を感じていないのであります。勤労大衆の大部分の感じから申しますれば、今度の物品税の課税をやられたことは、それは物価を安くするということに大きな役割を持って結構でありますけれども、これが結局自分達のふだん買わないものに多くかかつてゐるものでありますからそれ程痛痒は感じないのであります。それよりも例えば勤労所得税が下りまして、少し軽減されましたも、例えばこの地方の税金というものは非常に高くなつております。私は東京から離れたところに住んでおりますけれども、東京市内で感ずる感じと、ちよつとした田舎で感ずる感じでは地方の、つまり税金というものが非常に目立つて重く感じられるのであります。いろいろな形で寄附金で取られたり、或いは最近では非常に増徴されるということとを聞くのであります。そういうやうなことから考えますると、この減税というものは、實際果してどれだけ国民生活の上に効果のあるものかどうか、そういうものを全般を通して掴んで考えて頂きたいと思ひます。殊に又物価の關係においても、例えば今

度米の代金が、消費価格は十一%も上る、或いはその鉄道の貨物運賃が八割も上る、或いは船の運賃が九割も上る。或いは瓦斯代、電気代、税金が非常に沢山上つて、光熱費が多くなる。こういう家計の上に対するところの圧迫は非常に多くなればなる程、つまり減税といふことは非常に名目的なことであつて、ちつともその減税の有難味というものを感じないのであります。殊に勤労者の、この多くの俸給生活者とか、或いは農民、中小商工業者というものは、大体において資本よりもこの勤労で以て生活してゐるのであります。従つてこの日本において資本の非常に蓄積のない、少いところで、勤労力を以てこれを生産力の大部分を担せようとするならば、やはりこの民力涵養といふことが資本蓄積と矛盾するものではないのであります。資本蓄積のための、いわゆる税制というものは、結局勤く勤労大衆というものの犠牲のみによつて、なされるということであるならば、それは一つの概念的なものでありまして、決してその結果においてです、日本の経済力というものを貯えるといふことにはならないのであります。その点をよく国民生活の實際というものを掴ましまして、そうしてその上に立つて税制というものを広く、高しから考えて頂きたいと思ひます。殊に私は最近の統計で物価は、横這いである。或いはその生計費というものはよく改善されておる。或いは実質賃金というものは決して下つてはいないといふやうなことを言われましますけれども、もつとお互いに現在の身の廻り、又自分達の身辺を見て、抽象的な、欺瞞的な統計なんかでなしに、感じて

考えて見ても、昨年のこの十月の物価と今月の物価と、東京の小売物価は商工會議所の調査によりますと、五割上つております。又日本銀行の調査によりますと九月でも三割平均上つております。そうしてその中でもやはりこの主食というものは、或いは副食品というものは、或いは衣料というものが非常に上つております。現にこの六千三百七円ベースというものは、これで生活ができるかどうかといふことは、これは公務員の方々の意見を代表して言うばかりではないのですが、全く政府の案を支持しておられるところの、いわゆる政府の、例えば各省の次官級の人達でも實際にこぼすことは、これじややつて行けないといふことなんです。ですから本當にやつて行けないといふことはつきりと認めて、そうしてこの公務員のベースというものを並びに一般の給与の水準というものを、現在の国民経済の中でどのような点に置かうかという点について、もう少しお考え願ひたいと思ひます。これを基準に置かず、ただ形式的な税の軽減といふことだけで満足することはできないのであります。又更に今日の實際の世の中を見ましても、中小商工業者は非常に倒産しております。又失業者も非常に殖えております。失業者の中には失業保険も貰えない。そうして全く今日の状態では昭和五六年の恐慌当時の失業者と違ひまして全く飢餓に瀕するのではありません。そういう人達に対処するところの救恤というやうなことも、十分に国の費用でやれない。又私はこの間病氣になつて国立病院に入りましたけれども、今日の病院の、いわゆる健康保険とか、或いは生活保護法によるところ

の救恤というやうなことで、国立病院の医療の狀態がどういふ狀態にあるか。そういつた方面に國の費用が本當に使われておるかどうか。そういうやうな点もよくお考え願いたいと思ひます。又更に學校の現在の狀態、今の日本が文化國家と言ひながら、どれだけこの文化の荒廢を招いておるか。教育機關は麻痺狀態にある。いわゆる大學の研究室であるとか、或いは國立の圖書館、博物館、そういつた文化的施設設想というものがどういふ狀態にあるか。

結びつけて、よくその改革を考えて頂きたい。そうでないと、その折角の理論的な非常に優れた税制改革も、現実の国民生活から見ると非常に迷惑至極なものになるといううなことが起ると思うのであると思います。私は非常にざつくばらんなことを申しましたが、今日の世相から見ました一つの印象として、皆様方の御審議の参考に聊かなりともなるならば非常に仕合せなものだと思ふのであります。

○理事（波多野鼎君）　どなたか御質問
はありますか。

存の上に必要な経費であるならば、そういう経費を賄うということが大きな問題ではないか。従つてこの減税というようなことは、ただ形の上だけの形式的な問題でなくして、本當に國民の負担を輕からしめる、輕くするということに終らないならば、國のやはり必り必要な費用というものを充たした上での減税というものが考えられるのはなないか。現在いろ／＼な方面の各般の行政を見ておまして、減税々々ということは、丁度吉田氏自党内閣の一つの公約でありましたから、その公約の實現ができたというところで、非常に鬼の首を取つたような宣伝をやつておられて、それは結構でございますけれども、そういうものではない。もつと國の全体、殊に國民生活、庶民階級の生活の状態というものをよく御覽になつて、それとの関連において税制といふものを考へて頂きたい。而もその税制というものは、理想的な、理論的な、財政学の教科書にあるような理論として立派な税制ではなくて、その税制が本當に國の政治の中でよく生きて行くといふような意味で現実といふものと

結びつけて、よくその改革を考えて頂きたい。そうでないと、その折角の理論的な非常に優れた税制改革も、現実の国民生活から見ると非常に迷惑至極なものになるというようなことが起ると思うのであります。私は非常にざつくばらんなことを申しましたが、今日の世相から見ました一つの印象として、皆様方の御審議の参考に聊かなり

ともなるならば非常に仕合せなものであると思います。

○理事(波多野鼎君) どうか御質問はありませんか。

○小川友三君 新聞社の方ですから随分ざつくらんに御意見を述べられたことを感謝するのでありますが、この日本民族は、プラス民族でなく、私はマイナス民族である。物を足すところを知らなくて引いて行く、引く民族という見方からあなたにお伺い申上げるのですが、貰つたら貰つただけ使つちやう、貯蓄を余りしないというような形体を随分とつておりまして、戦争に負けて台湾を引き、朝鮮を引き沖繩を引きて、千島を引いて樺太を引いちゃつた。ずつと引いた民族だと思つております。引算民族、引算民族が八千二百以内の島にうよくしておつて、毎年四百万も五百万もの赤ん坊を産み上げてやつておるといふような形体なんですね、子供が殖えるから負担が殖えちゃうのです。どん／＼殖えるから家族手当を出す。こうだあ、日本でいふのは十年ぐらゐは子供を産まないような計画を立てなければこれは私は、新聞記者さんですからピントが非常に早いから、お伺いするのです。少くとも三年ぐらゐは子供を産まないといふような方法を国民自体がとらな

ければ税金は安くならないのだ。吉田内閣でも片山内閣でも芦田内閣でも、どんな方法をとつても毎年何百万という赤ん坊が殖えるのじやどうしようもないと思うのですが、あなたは具体的に、こういうスビードで赤ん坊は殖まされて来て、この税制問題に対して解決するという具休案があつたら教えて頂きたい。

○公述人(葵山辰一君) 私は人口問題につきましては、終戦直後に一番早く

今後子供を生まないという一つ國民が約束をしようじやないかという社説を書いたことがあります。それは今の國民の生活の水準を切下げない……非常に切下げられておりますけれども、子供ができればまず／＼非常に切下げられますからして、これは人口調節を直ぐにやらなければいけないということ唱えておりましたが、今日でもその必要を十分に感じております。この人口調節を日本の國は現在のとこいろいろな議論もありましようけれども、總体的な人口過剰と言つて、いわゆる生産力のうまい配置が行つていないために人口過剰を感じるところ言いますけれども、私は現在はずつとばらんに言つて社会主義の立場に立つとが、人口といふものは非常に資源との間にアンバランスであるという考えを持つております。従つて人口の調節をやるために或る程度思い切つた優生学的な見地から人口の殖えないように、例えば思い切つたといふのは避妊とかいふようなことのいろ／＼道徳的に批評がやつたし今取締や何か今のところ行われっておりますが、ああいうものは一切拂つてしまつて、各人の自由意思によるのです。強制的なものではないけれ

ども自由に避妊できるような最も科学的な避妊の方法をやる、それには一番必要なのは貧乏人でありますが、貧乏人が金を使わずに避妊できるように現在の保健所というようなものを單位にしてその避妊の手段です、ね、そういうことをやる必要がある。人口調節でも併しそれが直ぐに人民が減るわけじゃないのですが、これが今日の日本は大

体ざつくばらんに言ふと今のところす
べて貿易の改善、貿易の振興というこ

とにみんな問題を片付けておる。ところが貿易がよくなるかどうなるかということは皆んな分らないのですね。皆ここへ持つて行つちやつて議論をしておるけれども、實際海のものか山のものか分らないのです。ですからどうしても貿易のために何年か先を見てあなただのおつしやる通りですが、思い切つて人口調節をやる、それはやはり必要だと思ふのです。人口調節をすることは不健全だという考え方ですね。これを止めさせることですね。一番子沢山の貧乏人です、これは安い費用でつまり人口調節をやるということが必要だと思ふのです。これをやらなければ私は日本の大きな復興はできません。移民問題とかいろいろ問題がありましかれども、今のところ日本は閉ざされていてどこにも解決点がないのです。それから後は日本の人間をどういうふうにするか、それは結局労働力を使うべく使うということです。そういう点では單に資本の蓄積という一本槍の古典的な経済学から出て来るとこの一切の経済政策ではやはり解決できない面がある、そう私は思うのであります。

○理事(波多野鼎君) 外にございませ

んか……どうも御苦勞様でした。今日の公聴会はこれを以て終ります。

午後二時三十六分散会
出席者は左の通り。

委員長 櫻内 辰郎君
理事 波多野 鼎君

黒田 英雄君
伊藤 保平君

委員 九鬼紋十郎君
玉屋 喜草君

西川甚五郎君
木内 四郎君

油井賢太郎君
小林米三郎君

小宮山常吉君
高橋龍太郎君

川上 嘉祥
木村 禧八郎君

米倉 龍也君
小川 友三君

奧 正助君

西野嘉一郎君

徳島米三郎君

小企業
會長
豐田
雅孝君

經濟新聞	部長
麥山	佐田
辰一君	豐田

委員

印刷序

昭和二十四年十二月二日印刷

昭和二十四年十二月三日發行

參議院事務局

白屈老
白
屈
片